

阿賀野市

第二次

環境基本計画



令和6年3月
阿賀野市



阿賀野市は、南側に阿賀野川、東側には雄大な五頭連峰が広がる水と緑に恵まれ、ラムサール条約登録湿地の瓢湖など豊かな自然環境が人を育て、特有の文化をはぐくみ、今日の繁栄を築いてきました。

そして、先人たちが守り残してくれた恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、平成23年3月に「阿賀野市環境基本条例」を制定し、その基本理念を実現するために、平成25年3月に第一次となる「阿賀野市環境基本計画（以下、「前計画」）」を策定し、様々な環境施策に取り組んできました。

近年、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化の影響とも考えられる集中豪雨や猛暑、暖冬といった異常気象による甚大な自然災害が頻繁に発生しているほか、プラスチックごみによる海洋汚染や生物多様性の損失など地球規模での環境問題が深刻化しています。

このような状況の中、国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）のもと、世界各国で環境・社会・経済において様々な課題の同時解決を目指す動きや、深刻化する地球温暖化の進行を抑制するための脱炭素化に向けた動きが活発化し、国内においては、海洋プラスチック・食品ロスなど新たな環境課題への対策が急がれるなど、私たちを取り巻く環境が大きく変化しており、市としましてもこの環境問題の解決に向き合っていくことが、当然の責務となっています。

今回策定した「第二次阿賀野市環境基本計画（以下、「本計画」）」では「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を4つの「基本目標」に関連づけることで、地方自治体として、国際社会の共通目標に対する責務を果たすという思いを込めています。

本計画に掲げた目標や施策を実現するためには、市民や事業者、市のそれぞれが、環境問題を自身の問題として捉え、主体的に環境配慮を実践していくことが重要になります。

阿賀野市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、今後とも当市の環境行政へのご理解、ご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました阿賀野市環境審議会委員の方々をはじめ、お力添えをいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6（2024）年3月

阿賀野市長 田中 清善

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 本計画策定の留意点	1
3 環境基本計画とは	2
4 計画の位置づけ	3
5 対象期間、計画目標年度	3
6 環境基本計画の対象範囲	4
7 計画の担い手	4
8 環境基本計画の策定の流れ	5
9 SDGs やパリ協定との関係	6
第2章 阿賀野市の概況	7
1 阿賀野市の概況	7
（1）位置・地整	7
（2）気候	8
（3）歴史・文化	9
（4）人口・世帯数など	10
（5）産業	11
（6）観光	12
2 環境などの状況	13
（1）土地利用規制と自然環境	13
（2）生活環境の現状	14
（3）地球環境に関する現況	16
（4）市街地などの分布状況	17
（5）公園の分布状況	18
（6）下水道などの整備状況	19
（7）公共施設及び観光施設の分布状況	20
（8）自然資源分布状況	21
（9）瓢湖へのハクチョウ飛来数の推移	22
第3章 計画の目標	23
1 阿賀野市のあるべき姿	23
2 本計画の基本目標	25
第4章 施策の展開	27
1 施策体系	27
2 課題及び施策	28
（1）自然環境に関する課題及び施策	28

(2) 生活環境に関する課題及び施策.....	35
(3) 地球環境に関する課題及び施策.....	44
(4) 環境教育に関する課題及び施策.....	49
第5章 計画の実現に向けた体制づくり.....	55
1 推進体制	55
2 進行管理	56
3 施策の実施状況の公表と評価.....	57
資料編	資料-1
1 阿賀野市環境基本条例.....	資料-1
2 環境審議会委員名簿.....	資料-6
3 アンケート結果概要.....	資料-7
(1) 市民アンケート.....	資料-7
(2) 事業者アンケート.....	資料-11
4 前計画と本計画の施策の分類.....	資料-12
5 指標の達成状況	資料-13
(1) まもる施策.....	資料-13
(2) いかす施策.....	資料-14
(3) めぐる施策.....	資料-16
(4) おもいやる施策.....	資料-17
(5) すずめる施策.....	資料-18

第 1 章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 本計画策定の留意点
- 3 環境基本計画とは
- 4 計画の位置づけ
- 5 対象期間、計画目標年度
- 6 環境基本計画の対象範囲
- 7 計画の担い手
- 8 環境基本計画の策定の流れ
- 9 SDGs やパリ協定との関係

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の背景

阿賀野市（以下、「本市」）は、平成 25（2013）年 3 月に阿賀野市環境基本条例第 9 条に基づき前計画を策定しました。

その 2 年後の平成 27（2015）年 9 月の国連サミット¹で「持続可能な開発目標（SDGs）²」が採択され、同じく平成 27（2015）年 12 月に「パリ協定」が採択されるなど世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。

このような大きな環境のうねりの中、阿賀野市環境基本計画は 10 年を迎え、改訂することになりました。

本計画は、世界的な状況の変化や、市民や事業者の環境への考え方に関するアンケート調査、前計画に定めた施策の進捗状況などを踏まえ改訂するもので、本市の環境に関する礎となるものです。

私たちのまちは、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ五頭連峰、豊富な水をたたえ流れる阿賀野川、ラムサール条約登録湿地³の瓢湖など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきました。

しかし、近年の資源・エネルギーの大量消費と大量の廃棄物の発生を伴う社会経済活動により、物質的に豊かで便利な生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつあります。

このような状況を改善するためにも本計画の改訂は、市の行政の重要な位置づけになっています。

さらに、環境の中でも近年地球環境への影響が大きくなっている地球温暖化を防止するため、平成 24（2012）年度に策定した「阿賀野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」も改訂します。

2 本計画策定の留意点

本計画は、阿賀野市の環境シンボルである「五頭山」、「瓢湖」、「田園」といった自然環境を守り、さらに循環型社会の構築や市民・事業者・市の協働の環を広め、次世代に引き継ぐことを目的としています。

これらを達成するために、市は施策を策定し目標を定め実行し、市民・事業者は市の施策に協力する必要があります。

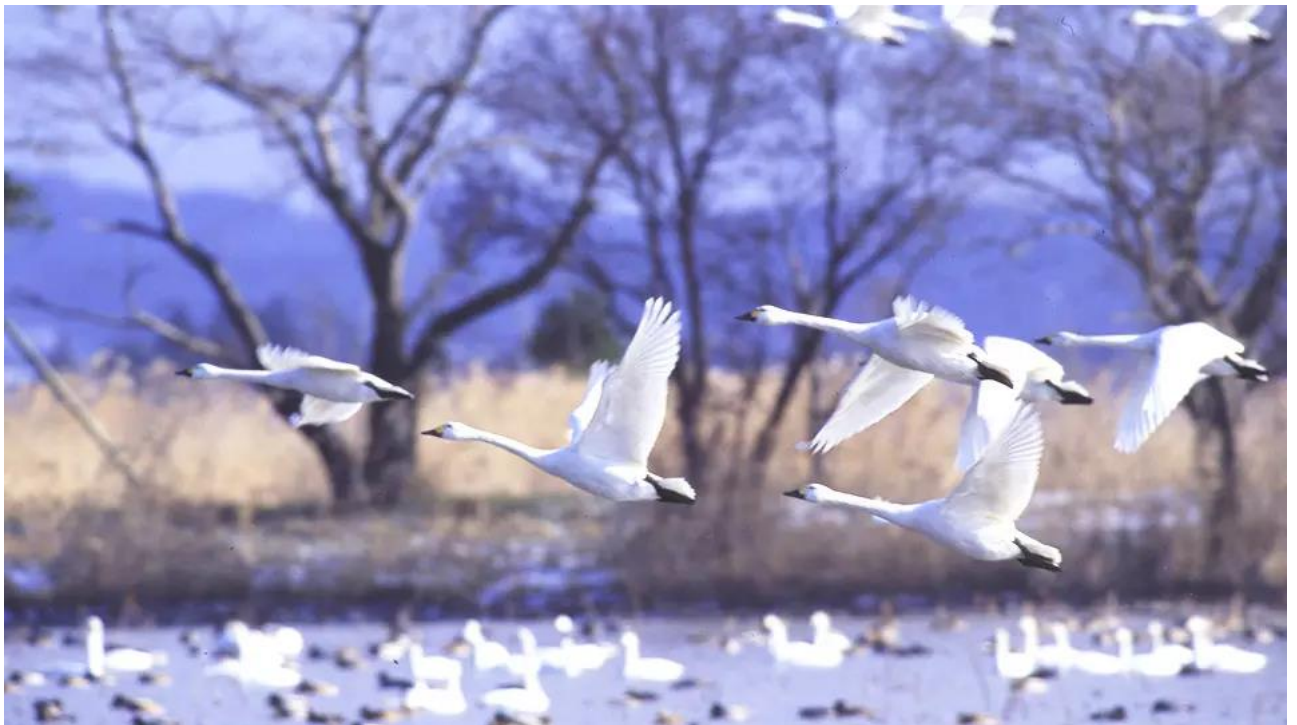
¹ 国連サミットとは、国連総会の最高レベルの会議であり、世界の主要な政治問題を議論し、決定を下すために開催されるものです。

² 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

3 環境基本計画とは

近年、私たちの周りでは、地球温暖化の影響に伴う気候変動によると考えられる災害が多発し、開発や乱獲・外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチック⁴による海洋汚染など、さらなる環境問題が発生し、その深刻さは増えています。

環境基本計画とは、環境分野における基本となる計画です。環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、環境分野の個別計画などに施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。また、市の将来像を示したり、環境に関する具体的な方向性を定めたり、それを達成するための具体的な対策を示すものです。



瓢湖とハクチョウ

出典：阿賀野市観光協会ホームページ

⁴ マイクロプラスチックとは、5mm未満の微細なプラスチックのことで、海洋や湖沼などの水域に放出され、海洋生物などに摂取される可能性があります。

4 計画の位置づけ

本計画は、「阿賀野市環境基本条例」第9条に基づき策定する「環境基本計画」です。

阿賀野市総合計画（本市の総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画）の部門別計画の一つとして位置づけられており、市が策定する各種計画と整合性をとっています。

また、阿賀野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）など市が策定する環境関連の各種計画の上位計画となるものです。

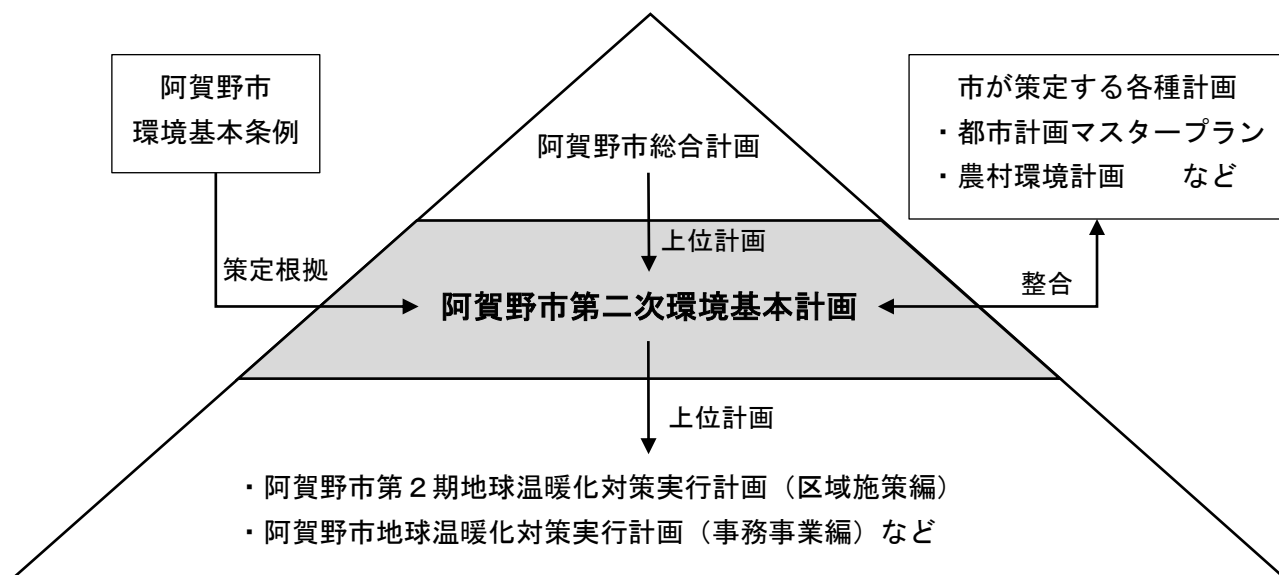


図 1.1 計画の位置づけ

5 対象期間、計画目標年度

本計画の対象期間を令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までの9年間とし、計画目標年度を令和14（2032）年度とします。ただし、社会情勢の変化や環境の課題に柔軟に対応するため、期間内であっても必要に応じて見直します。

令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
本計画策定	対象期間									計画目標年度 次期計画策定
								SDGs 目標年度		
	対象期間：令和 6 年度から令和 1 4 年度までの 9 年間 目標年度：令和 1 4 年度									

図 1.2 対象期間、計画目標年度

6 環境基本計画の対象範囲

本計画では以下の4つを計画範囲とするとともにこれらを基本施策の柱とします。

表 1.1 施策の区分

対象範囲	内容
自然環境に関すること	山林、河川、農地・里山など、私たちの身近な自然環境の保全に関する施策とします。
生活環境に関すること	水質環境や大気環境、ごみ、交通など私たちの生活環境の保全に関する施策とします。
地球環境に関すること	地球温暖化防止など地球環境への影響に関する施策とします。
環境教育に関すること	歴史・文化、省エネルギー型ライフスタイルなど環境教育に関する施策とします。

7 計画の担い手

市の環境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。

本計画においては、市民、事業者及び市が推進主体となります。各主体は、それぞれ以下に示す役割を担うことを十分認識した上で、持続可能な社会の形成に向けて一体となった取組を進めます

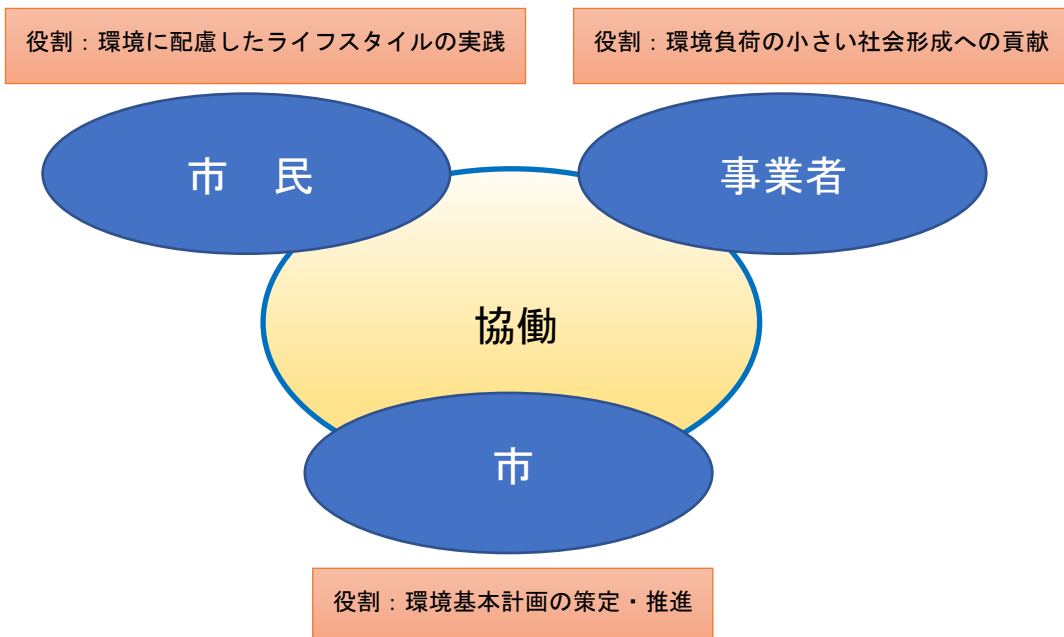


図 1.3 計画の担い手

8 環境基本計画の策定の流れ

環境基本計画の策定の流れは以下のとおりです。

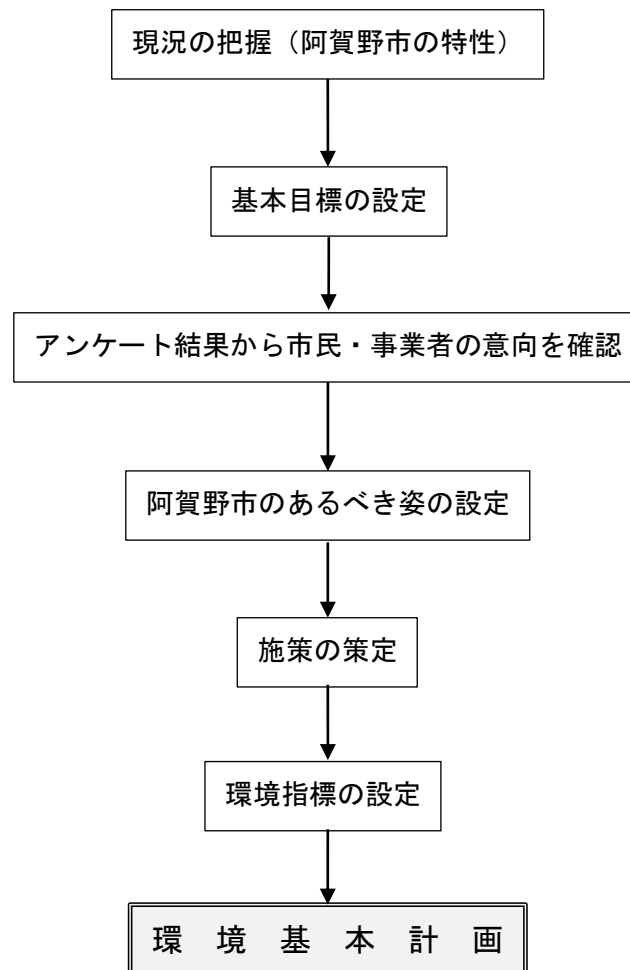


図 1. 4 計画の策定の流れ

9 SDGs やパリ協定との関係

近年、環境に関して最も大きな動きがあったのは、平成 27 (2015) 年であると考えられます。地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標 (SDGs) を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる 1 年でした。SDGs とパリ協定は地球温暖化防止という共通の目標を持つものです。なお、パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG 投資⁵などの動きが拡大している潮流を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していく時に来ていると考えられます。

本計画はSDGs やパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画となることを認識し、国際・国内情勢への確に対応した計画とします。また、一見すると環境に関係のないように見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効果も持ち合わせている取組も少なからず存在します。そのような「気づき」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の普及に資するものであり、本計画の果たすべき役割の 1 つです。



＜17の目標（ゴール）＞	
1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10. 国内および国家間の不平等を是正する
2. 飢餓をゼロに	11. 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14. 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6. すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	15. 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7. 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
8. すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	17. 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
9. レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	

図 1.5 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 のゴール

出典：国際連合広報センターホームページ

⁵ ESG 投資とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業ガバナンス (Governance) の基準を考慮した投資のことです。ESG 投資では、投資家が投資先の企業が ESG の基準を満たしているかを確認し、その企業を投資するかどうかを決定します。

第2章 阿賀野市の概況

- 1 阿賀野市の概況
- 2 環境などの状況

第2章 阿賀野市の概況

1 阿賀野市の概況

(1) 位置・地整

平成 16（2004）年 4 月に 2 町 2 村（安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村）が合併して誕生した本市は、新潟県下越地域、新潟平野のほぼ中央に位置し、新潟市、新発田市、阿賀町、五泉市に接しています。その行政区域は東西 19km、南北 15km に至り、192 ㎢の面積を有します。本市の位置を図 2. 1 に示します。

南西側には、大河・阿賀野川が北へ向かって流れており、東側には五頭連峰県立自然公園、宝珠山自然環境保全地域に指定されている五頭山、宝珠山などの山が連なり、五頭連峰を背にして形成された扇状地には約 6,500ha の水田が広がっています。

中央北部には、白鳥の渡来地として全国的に有名で、ラムサール条約登録湿地でもある瓢湖があります。



図 2. 1 阿賀野市の位置

(2) 気候

本市の気候は、北陸地方特有の日本海気候に属し、冬期は市東部の五頭連峰を中心に多くの雪が降ります。月別平均気温は最高気温が8月の26.5℃、最低気温が1月の2.5℃となり、降水量は7月と12月に多く、年間で1,800mm程度となっています。

本市の特徴として、阿賀野川の水面を渡るように、時折強い南東からの風がこの地域を吹き抜けます。月別平均気温を図2.2に、平均降水・降雪量を図2.3に示します。

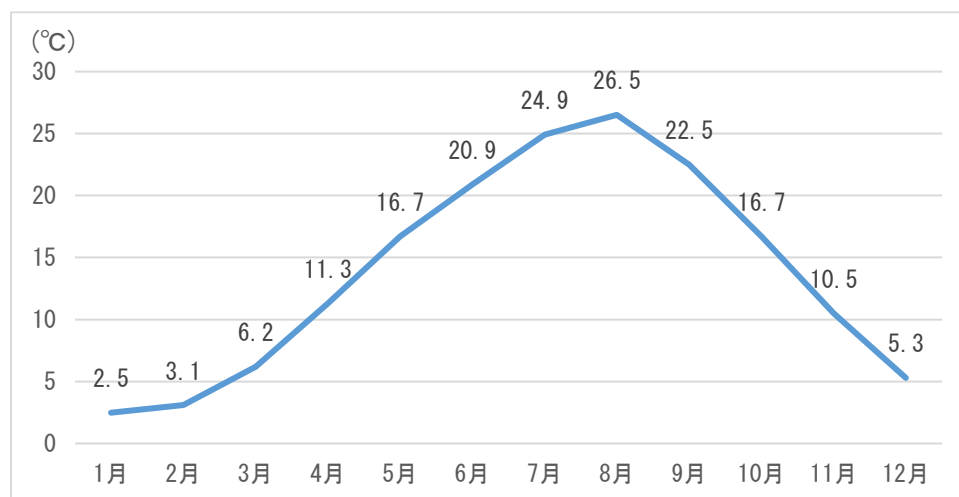


図2.2 月別平均気温[平年値-1991~2020年]

出典：気象庁（過去の気象データ）より作成

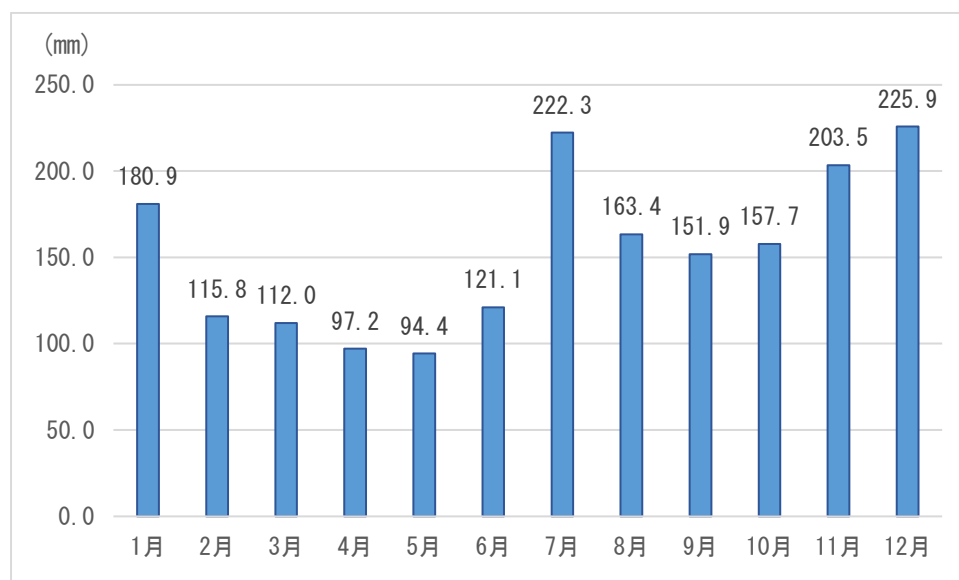


図2.3 平均降水・降雪量[平年値-1991~2020年]

出典：気象庁（過去の気象データ）より作成

(3) 歴史・文化

明治維新後の県庁所在地跡として知られ、現在は公園整備された天朝山公園の越後府矢倉(復元)(写真1)や、指定文化財である安田城跡(写真2)は当時の歴史を伝える優れた歴史的地物です。

また、各地域に現存する神社や寺院など(写真3～6)は重要な景観資源です。なお、本市(旧安田町)は「大日本地名辞書」を編纂した歴史地理学者:吉田東伍(1864.5.19～1918.1.22)(写真7)生誕の地として内外に知られています。



写真1

天朝山公園の越後府矢倉(復元)



写真2 安田城跡



写真3

横峯経塚出土品



写真4

観音寺



写真5

旦飯野神社



写真6

梅護寺の珠数掛ザクラ
(国指定文化財)

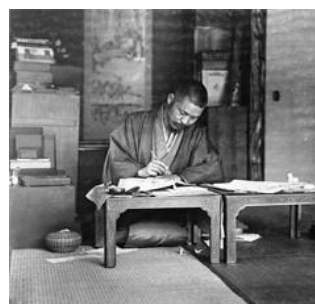


写真7

執筆中の吉田東伍

備考: 写真の出典は全て阿賀野市観光協会より

(4) 人口・世帯数など

令和2(2020)年10月現在の国勢調査における総人口は40,696人、世帯数は13,484世帯となっています。人口の減少が著しく10年間で5,000人近く減少していますが、世帯数は徐々に増加しています。10年間の人口の推移を図2.4に、世帯数の推移を図2.5に示します。

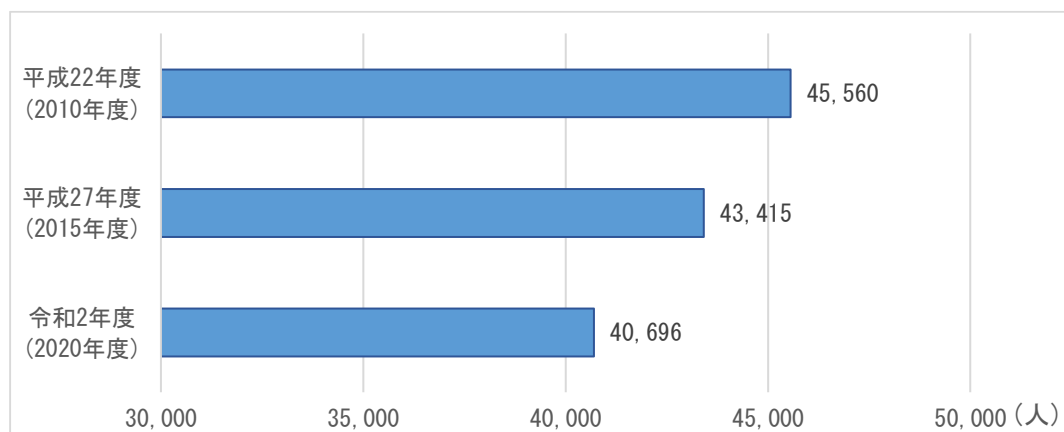


図2.4 人口の推移

出典：国勢調査（総務省統計局 令和2年調査）より作成

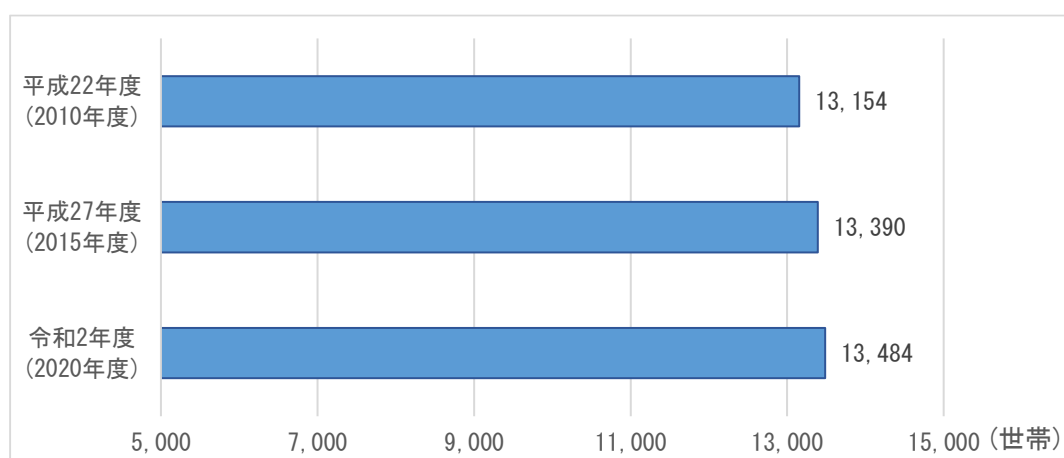


図2.5 世帯数の推移

出典：国勢調査（総務省統計局 令和2年調査）より作成

(5) 産業

1) 就業人口

令和2(2020)年10月現在の国勢調査における本市の就業人口は、21,654人であり、産業別にみると、第3次産業に従事する割合が高くなっています。また、第1次及び第2次産業従業者の割合は、周辺の隣接する市町よりも比較的高い傾向にあります。阿賀野市と周辺市町の産業ごとの就業人口を表2.1に、阿賀野市と周辺市町の産業ごとの従業者数の割合を図2.6に示します。

表2.1 阿賀野市と周辺市町の産業ごとの就業人口

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
阿賀野市	1,946	7,353	12,355	21,654
新潟市	12,729	86,462	303,076	402,267
新発田市	2,996	14,642	31,777	49,415
阿賀町	360	1,433	2,706	4,499
五泉市	2,134	9,073	13,497	24,704

出典：国勢調査（総務省統計局 令和2年調査）より作成

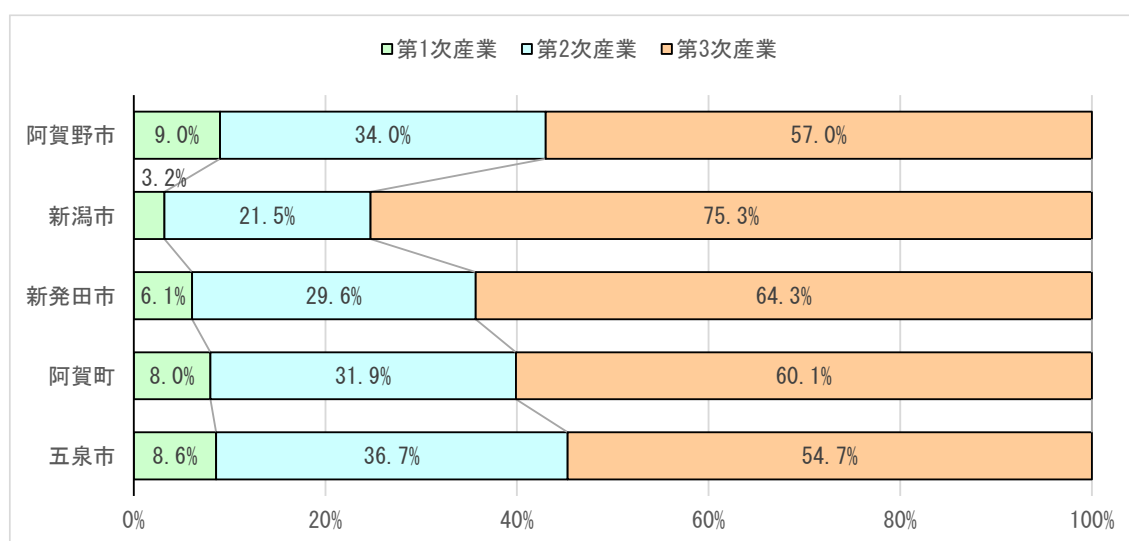


図2.6 阿賀野市と周辺市町の産業ごとの従業者数の割合

出典：国勢調査（総務省統計局 令和2年調査）より作成

2) 販売農家数

販売農家数⁶においては、割合が最も多い第2種兼業農家は減少傾向にあり、平成17（2005）年度には大きく減少しました。販売農家数全体でみると、5年ごとにおよそ1割のペースで減少し続けています。販売農家数の推移を図2.7に示します。

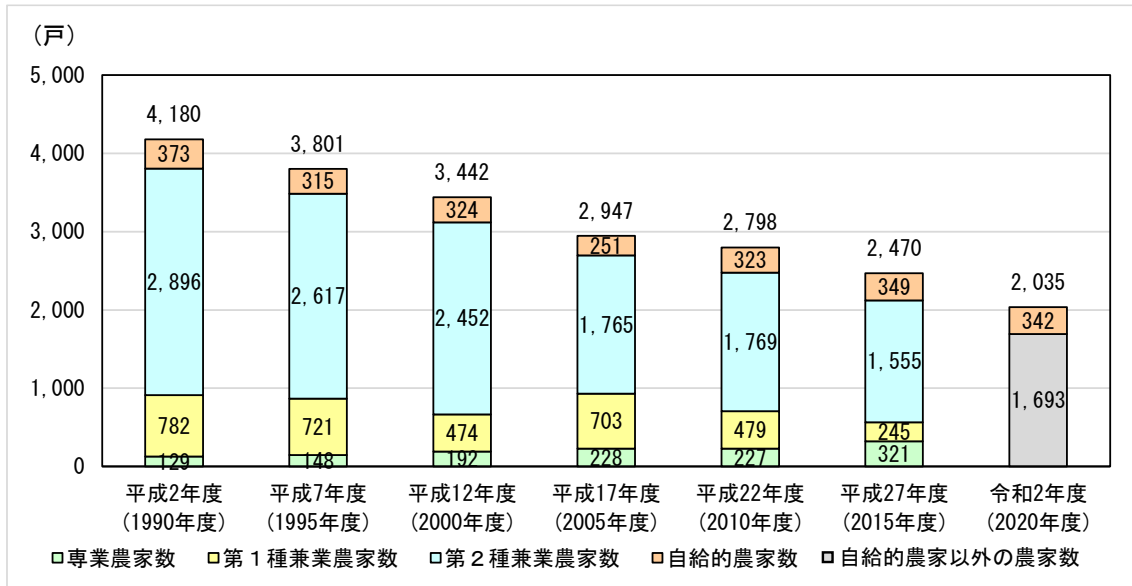


図2.7 販売農家数(平成27年度までは専兼業別※)

出典：国勢調査（総務省統計局 令和2年調査）より作成

※令和2年度より国勢調査において専兼業別農家数の集計は廃止

(6) 観光

本市には、ラムサール条約登録の瓢湖、自然豊かな五頭連峰県立自然公園、五頭温泉郷などに加え、大型遊園地やゴルフ場などのレクリエーション施設のほか、「水原まつり」（写真8）「安田八幡宮例祭」（写真9）「裸まいり」（写真10）などの伝統行事があり、年間約1,207千人（令和2年度）の観光客が訪れています。



写真8
水原まつり



写真9
安田八幡宮例祭



写真10 裸まいり

備考：写真の出典は全て阿賀野市観光協会より

⁶ 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家の数をいいます。

2 環境などの状況

(1) 土地利用規制と自然環境

本市域は東部山間地を除いた全域の77.4%が都市計画区域（都市地域）となっており、市街地（用途地域）を除く平野部を中心に、農業振興地域（農業地域）が広く指定されています。なお、市域の東部山間地と瓢湖は、五頭連峰県立自然公園（自然公園区域）となっています。また、宝珠自然保全地域も指定されており、五頭連峰の南西端部にある宝珠山（海拔559m）の山頂から北東に走る尾根の北西斜面にあります。ここには、古くからほとんど人手の加わっていない極相に近いブナの天然林が残されており、自然性の高い優れた自然環境が維持されています。

土地利用法規制状況を図2.8に示します。

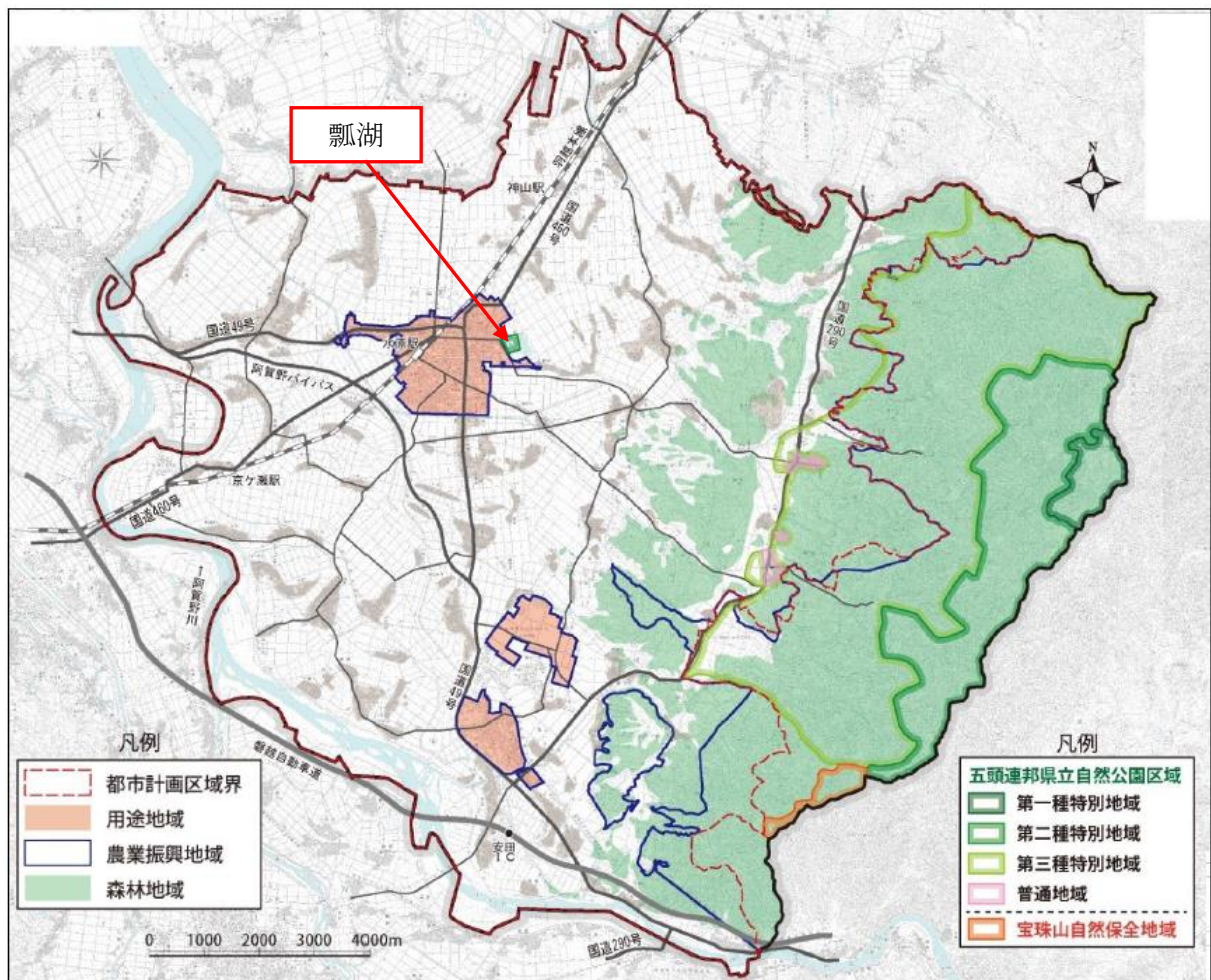


図2.8 土地利用法規制状況

出典：阿賀野市都市計画マスタープラン

(2) 生活環境の現状

水原地区では騒音・振動の規制区域が、安田地区では悪臭の規制区域がそれぞれ指定されています。また、市東部の五頭山麓などに土砂災害危険区域が集中しています。さらに、阿賀野川の洪水浸水想定区域が水原地区を中心とした西部に広がっています。生活環境に関する現状を図2.9に示します。

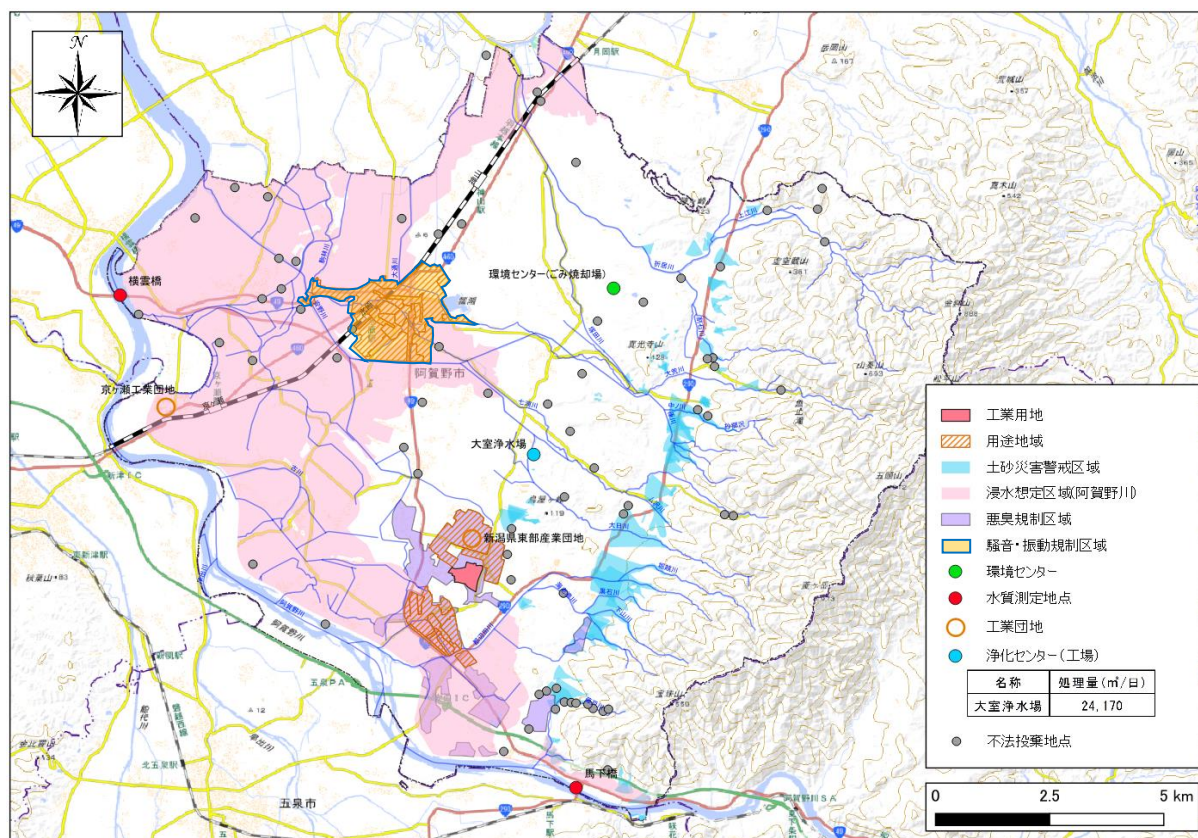


図2.9 生活環境に関する現況

備考：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）より作成

阿賀野川の水質は、表2.2のとおりでDO(溶存酸素)⁷、SS(懸濁物質)⁸、BOD(生物化学的酸素要求量)⁹のいずれも基準値を満たしています。また、一般廃棄物の排出量はほぼ横ばいですが、一人一日平均排出量(原単位)は図2.10のとおり微増しています。最終処分量は図2.11のとおり年度ごとに大きな変動があり、資源化率は徐々に減少しています。

⁷ 溶存酸素(DO)とは、水中に溶け込んだ酸素のことです。水中に溶け込んだ酸素は、水中の生物が呼吸に必要なものであり、水質を測定する際の重要な指標となります。

⁸ 懸濁物質(Suspended Solids)とは、水中に懸濁している固形物質の総量を表す指標で、懸濁物質には、汚染物質、有機物、無機物、微生物などが含まれます。懸濁物質の濃度は、水質の汚染度を示す重要な指標として使用されます。

⁹ BOD(生物化学的酸素要求量)とは、水質汚濁物質が水中で分解される際に必要な酸素の量を表す指標です。BODは、水質汚濁物質が水中で分解される際に消費される酸素の量を測定することで求められます。

表 2. 2 阿賀野川水質の推移

河川名	地点名	DO (mg/ℓ)						SS (mg/ℓ)						BOD (mg/ℓ)					
		H27	H28	H29	H30	R元	R02	H27	H28	H29	H30	R元	R02	H27	H28	H29	H30	R元	R02
阿賀野川	馬下橋	11	10	11	10	11	10	4	9	15	4	13	9	1.0	0.8	0.6	0.9	0.6	0.6
阿賀野川	横雲橋	11	11	11	11	10	10	8	8	12	9	9	14	0.9	0.7	0.6	0.8	0.7	0.8
基準値		8 mg/ℓ以上						25 mg/ℓ以下						2 mg/ℓ以下					

備考：公共用水域及び地下水の水質測定結果（新潟県）より作成

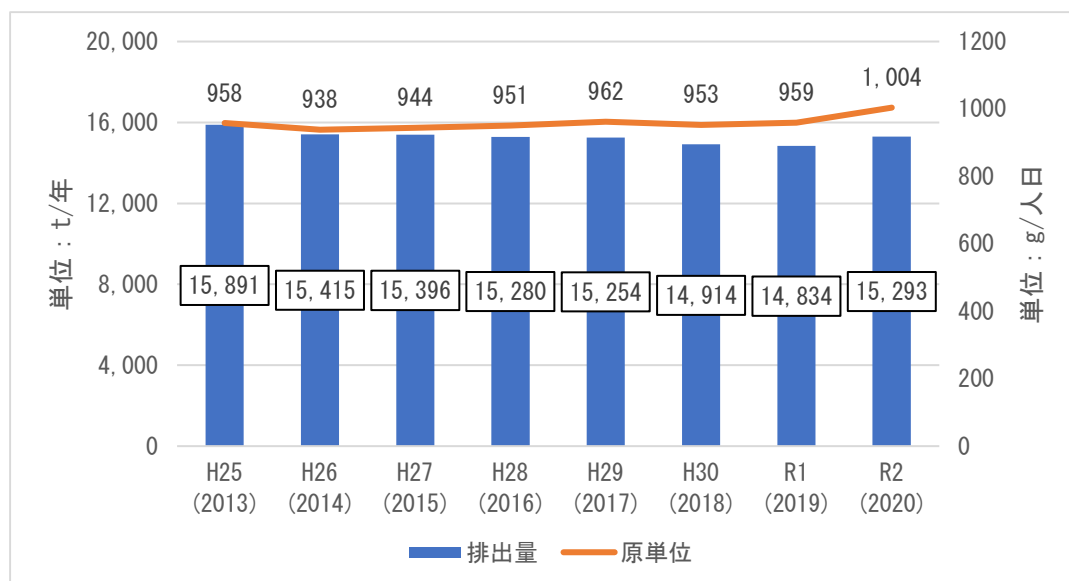


図 2. 1 0 阿賀野市内のごみ排出量と原単位の推移

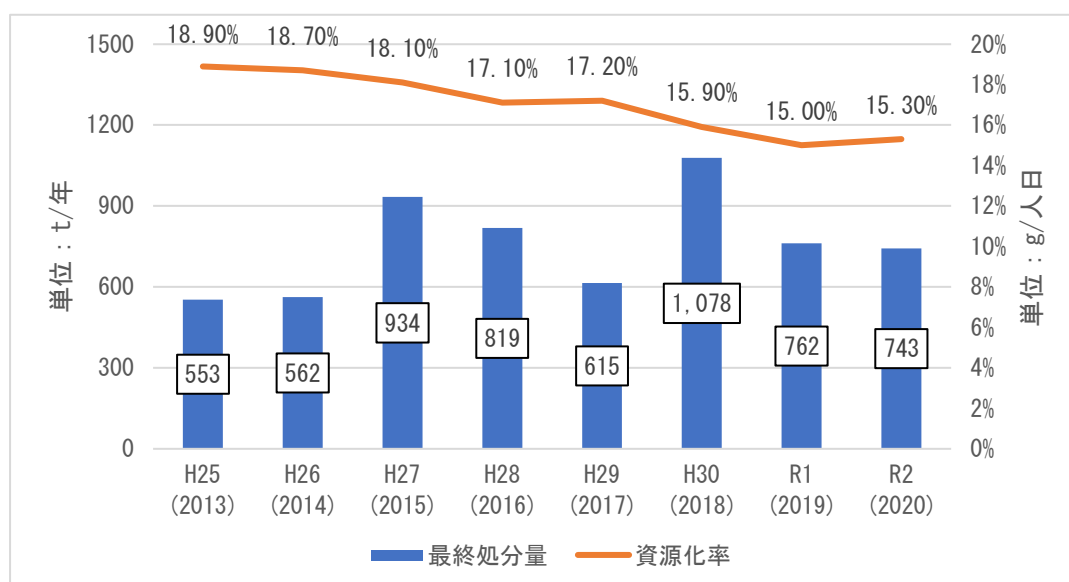


図 2. 1 1 最終処分量と資源化率の推移

(3) 地球環境に関する現況

本市内から発生する二酸化炭素の排出量を図2.12に示します。

市内には4か所のメガソーラー発電所が設置されており、今後の温室効果ガス削減に期待されます。

また、充電可能な公共の電気自動車用EVスタンドは市内に2か所あり、今後さらにEV充電スタンド設置数が増加し電気自動車が普及すれば、さらなる温室効果ガス削減に寄与すると考えられます。

本市及び新潟県の温室効果(CO₂)排出量の経年変化を図2.12に、メガソーラー発電所及びEVスタンド設置位置を図2.13に示します。

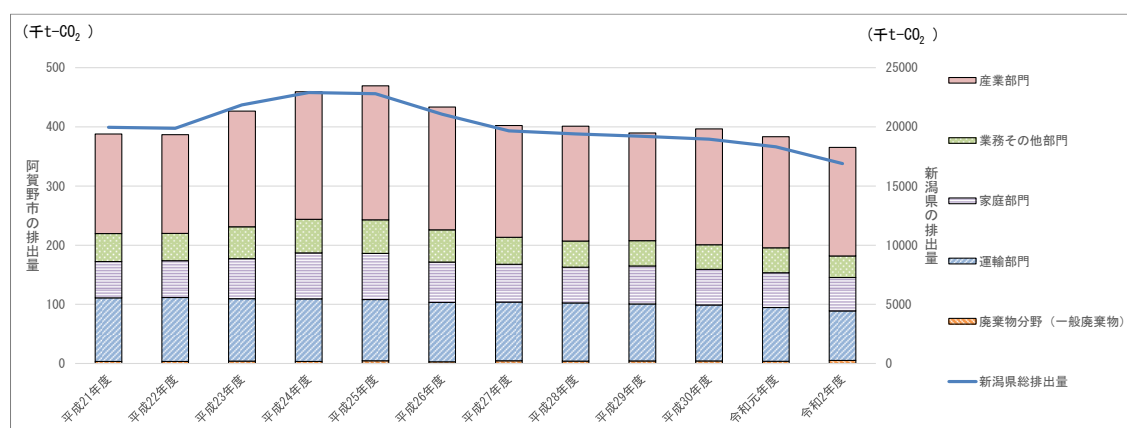


図2.12 本市及び新潟県の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化

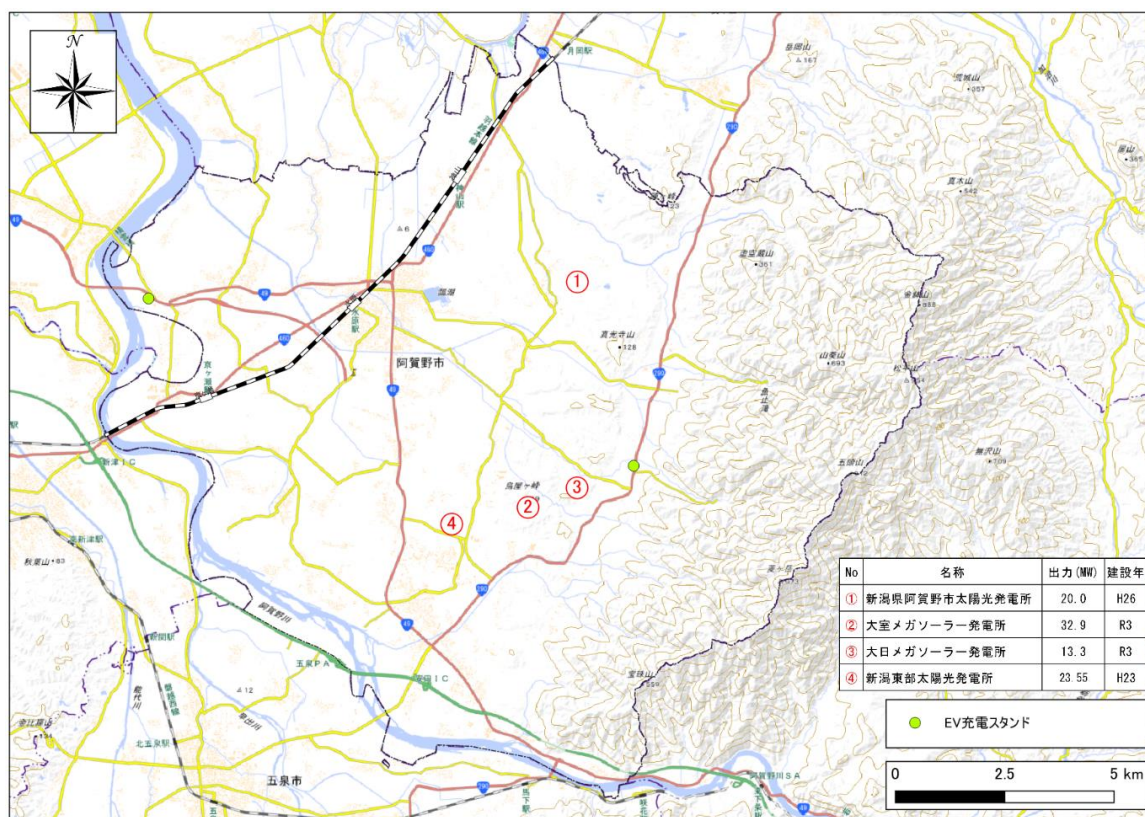


図2.13 メガソーラー発電所及びEVスタンド設置位置図

(4) 市街地などの分布状況

本市には、水原地区及び安田地区の市街地に用途地域が指定されており、また、東部産業団地を含めると3か所が用途地域に指定されています。水原市街地と安田市街地、また、用途地域の指定のない京ヶ瀬支所周辺、笹神支所周辺は、古くから地区の中心として行政、商業、教育などの都市的な機能が集積しています。東部産業団地は、工業団地を中心に産業的な機能に特化しています。

このほか、平野部農用地内や五頭連峰の山麓などに複数の集落が分布しています。市の人口の約6割が集落内に居住しており、市街地内の居住人口は約4割となっています。

市街地及び集落の分布状況を図2.14に示します。

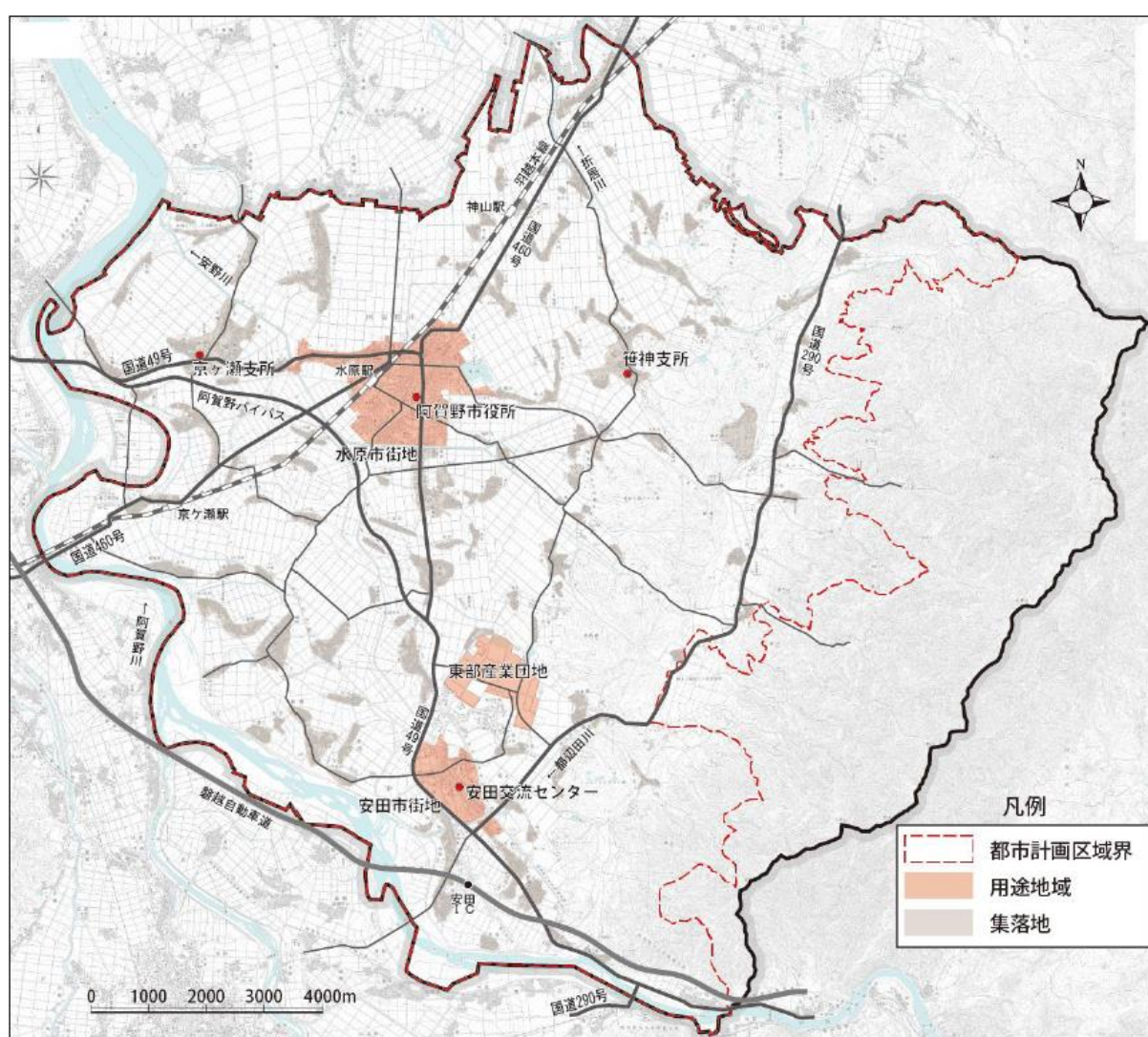


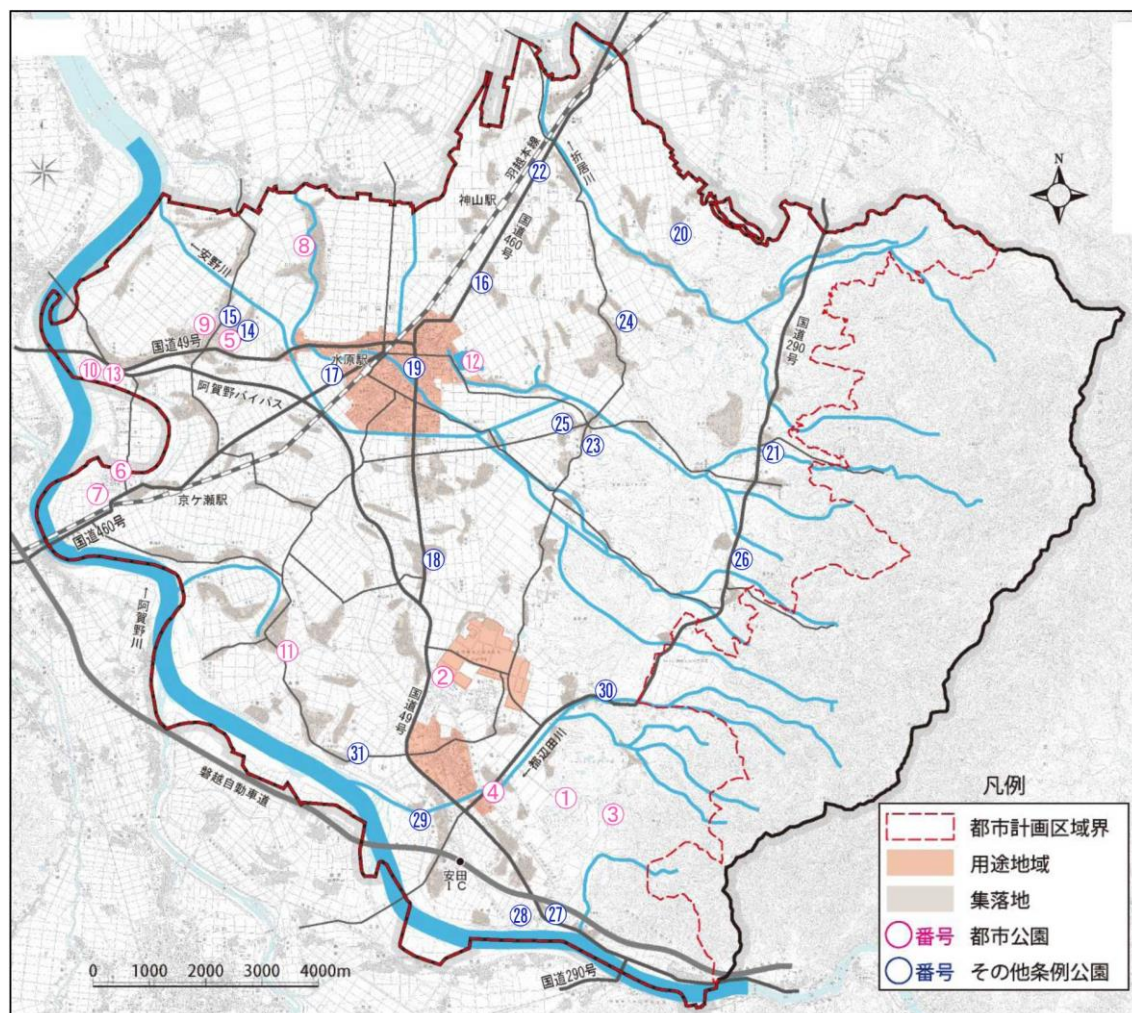
図2.14 市街地及び集落の分布状況

出典：阿賀野市都市計画マスタープラン

(5) 公園の分布状況

本市では、都市公園が13箇所、その他条例で定められた公園が18箇所あり、計31か所の公園が市内各地に整備されています。

公園の分布状況を図2.15に示します。



【都市公園】

1. 久保山水禽公園
2. 藤堂コミュニティ公園
3. 赤松山森林公園
4. 都辺田川親水公園
5. 緑岡第一公園
6. 京ヶ瀬工業団地記念公園
7. 下里桜つつみ公園
8. 駒林農村公園
9. ふるさと公園
10. 籠尻川河川公園
11. 分田児童公園
12. 瓢湖水きん公園
13. 道の駅あがの

【その他条例で定められた公園】

- | | |
|--------------|--------------------|
| 14. 緑岡第三公園 | 26. 今板農村公園 |
| 15. 緑岡第四公園 | 27. 赤坂堤農村公園 |
| 16. 天天堂農村公園 | 28. 渡場親水公園 |
| 17. 下山口農村公園 | 29. 阿賀野川ホリスティックパーク |
| 18. 堀越農村公園 | 30. 東部産業団地公園 |
| 19. 天朝山公園 | 31. 大和地区農村公園 |
| 20. じゅんさい池公園 | |
| 21. 賽の河原公園 | |
| 22. 上高田児童公園 | |
| 23. 五頭の里公園 | |
| 24. 岩瀬の清水公園 | |
| 25. 押切農村公園 | |

図2.15 公園の分布状況

出典：阿賀野市都市計画マスタープラン

(6) 下水道などの整備状況

本市では、公共下水道のほか、集落部では農業集落排水施設¹⁰、合併処理浄化槽が計画され、令和3（2021）年度末の汚水処理人口普及率は97.4%となっています。

下水道などの分布状況を図2.16に示します。

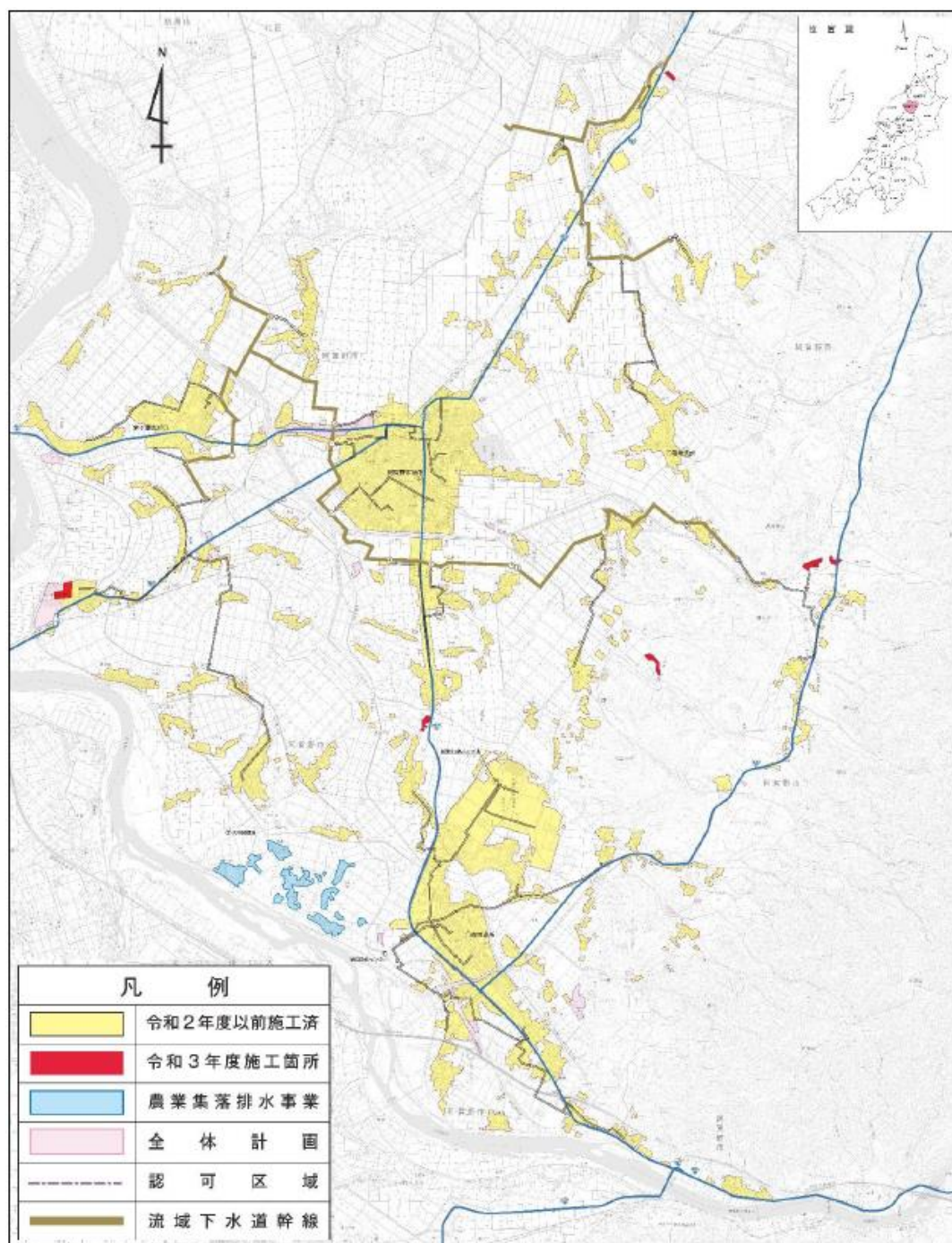


図2.16 下水道などの分布状況

出典：阿賀野市都市計画マスタープラン

¹⁰ 農業集落排水施設とは、農業集落排水は、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場を集め、きれいにして川に戻す施設です。これらの施設は、集落内の水を排水するための下水管や排水池、排水槽などを備えています。

(7) 公共施設及び観光施設の分布状況

公共施設の分布状況をみると、水原市街地に市役所、病院、高等学校といった基幹的な機能が集積しています。このほか、安田市街地に安田交流センター、京ヶ瀬支所周辺、笹神支所周辺に小中学校、公民館などの公共施設が分布しています。

市内の主な観光資源の分布状況は、水原市街地周辺に瓢湖、水原代官所、天朝山公園といった施設が分布するほかは、国道 290 号沿道の笹神地区から安田地区にかけて、温泉やゴルフ場、遊園地などが分布しています。

主な都市機能及び観光施設分布状況を図 2. 1 7 に示します。

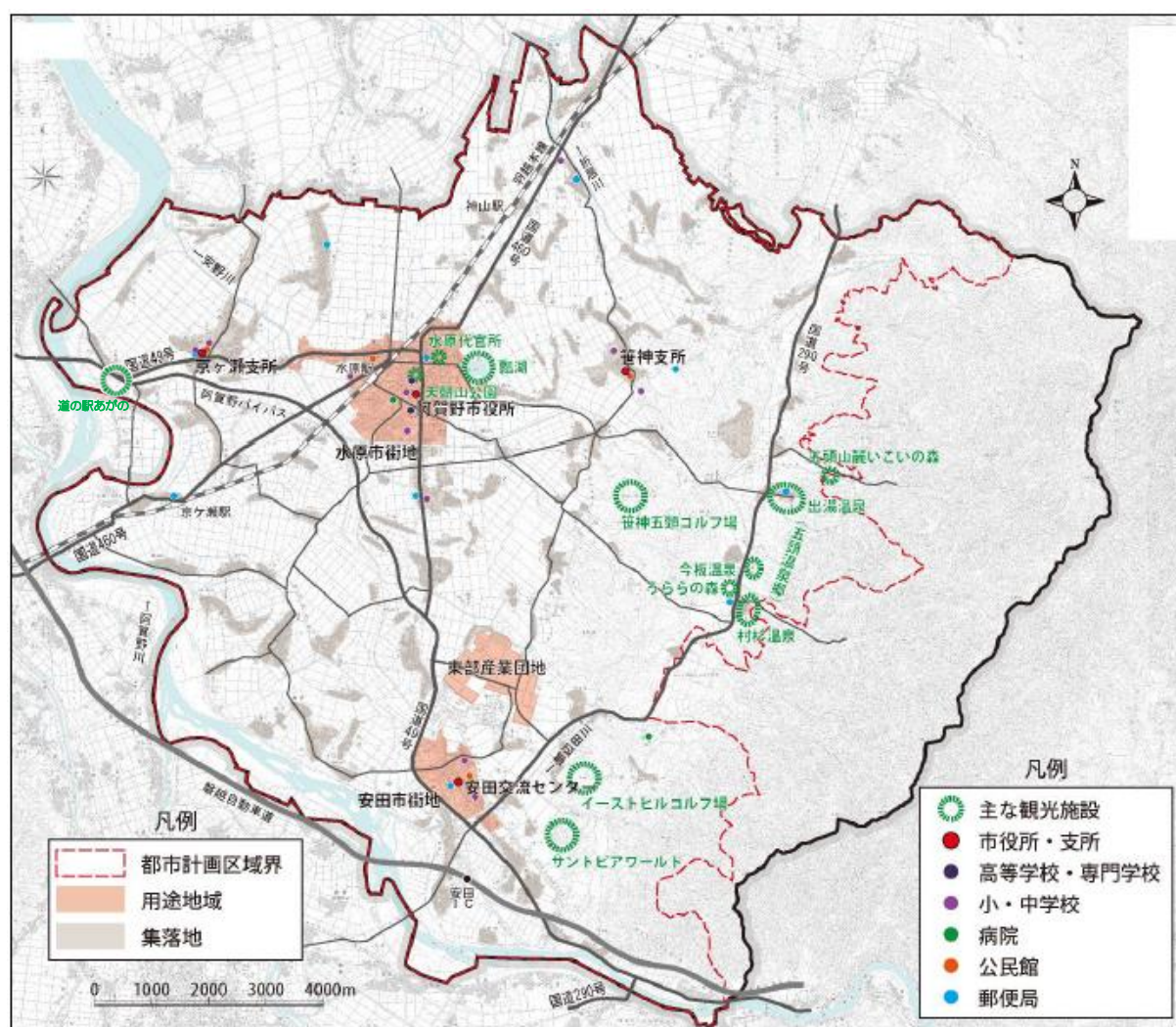


図 2. 1 7 主な都市機能及び観光施設分布状況

出典：阿賀野市都市計画マスタープラン

(8) 自然資源分布状況

本市の南西側には、大河・阿賀野川が北へ向かって流れています。東側には五頭山連峰、宝珠山などの山が連なり、五頭連峰県立自然公園区域、宝珠山自然環境保全地域に指定されています。

五頭山麓には、豊かな森林などの自然資源を利用したキャンプ場、植物園などの交流施設が多く分布しています。

また、阿賀野川のほかにも都辺田川、安野川、折居川といった河川、ラムサール条約登録湿地でもある瓢湖などの豊富な水辺空間を有し、「優婆尊御霊水の清水」など多くの湧水も分布しています。

本市西部の京ヶ瀬地区には越後の七不思議にあげられる「八房の梅」と国指定天然記念物の「珠数掛ザクラ」を有する梅護寺があります。

主な自然資源の分布状況を図2.18に示します。

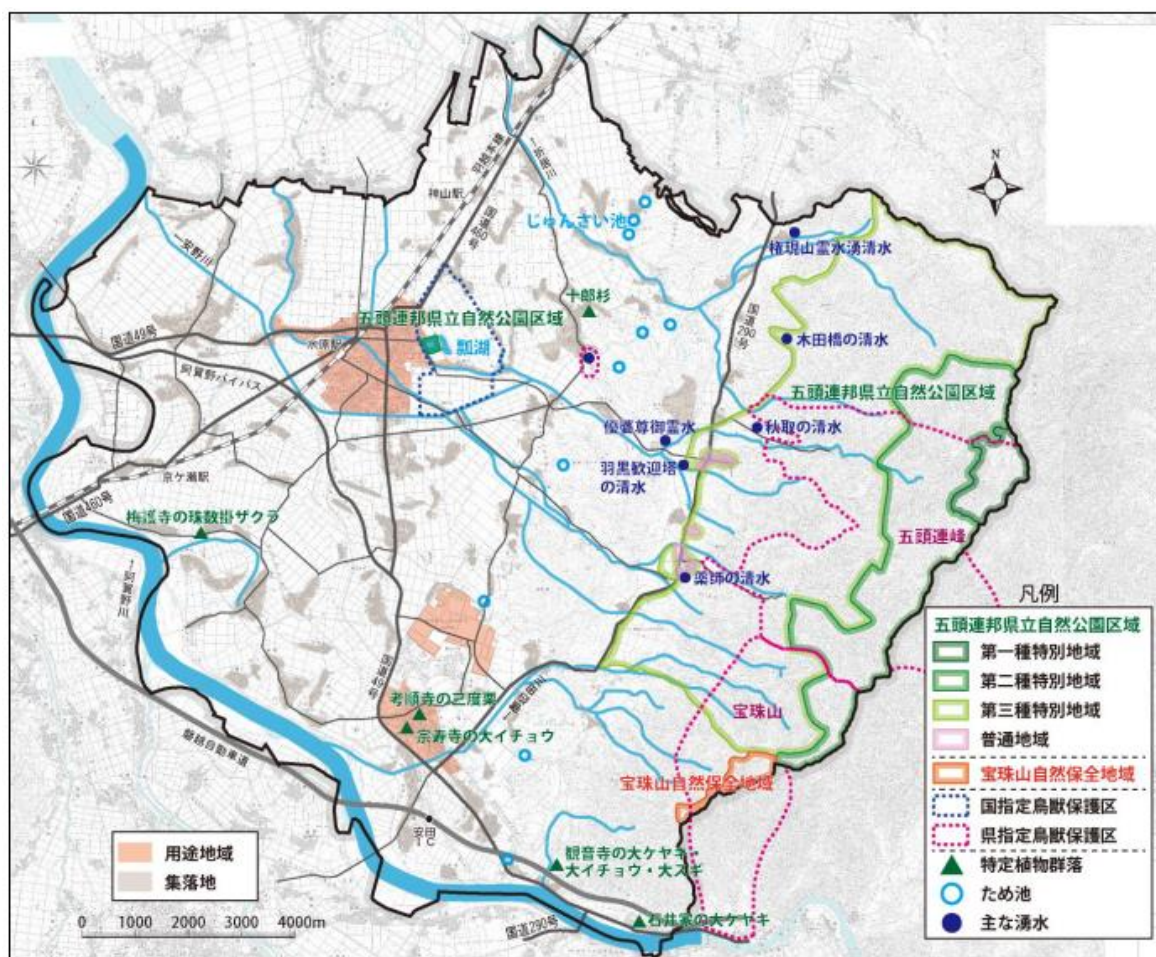


図2.18 主な自然資源の分布状況

資料：阿賀野市都市計画マスタープラン

(9) 瓢湖へのハクチョウ飛来数の推移

瓢湖へのハクチョウの最大飛来数は、年度ごとに上下の振幅が大きく、平成4(1992)年度以降、平成27(2015)年に1万羽を超えたものの、概ね5千～6千羽前後で推移しています。

瓢湖へのハクチョウの年度毎最高飛来数の推移を図2.19に示します。

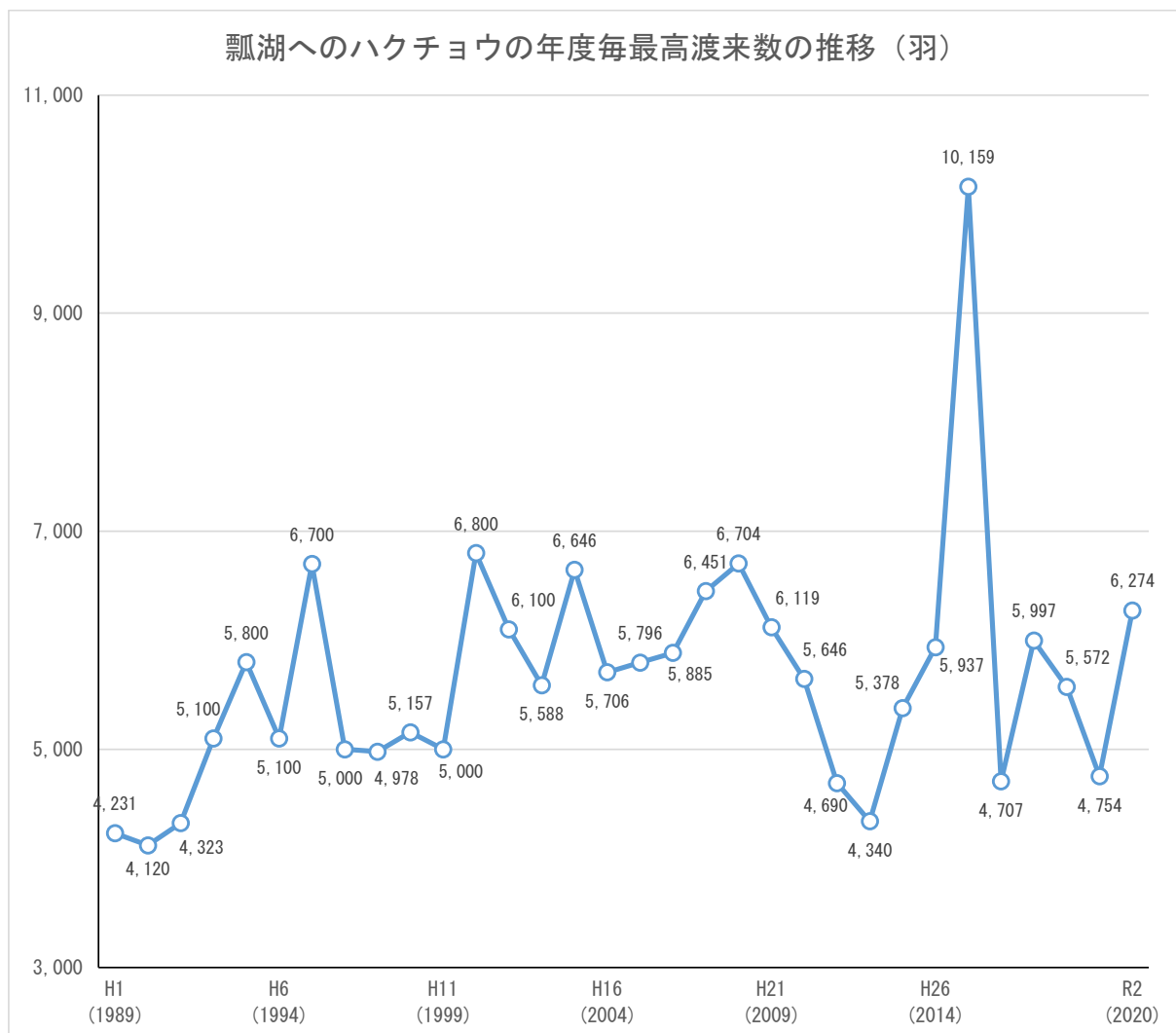


図2.19 瓢湖へのハクチョウの年度毎最高飛来数の推移

第3章 計画の目標

- 1 阿賀野市のあるべき姿
- 2 環境基本計画の基本目標

第3章 計画の目標

1 阿賀野市のあるべき姿

本計画は、平成23年4月施行の阿賀野市環境基本条例※にもとづき、「地域の環境特性に応じた環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として前計画を改訂するものです。

※阿賀野市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画の策定）

第9条

市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

本計画では、前計画に示されている環境行動指針「山・水・土、そして光の恵みをありがとう！ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の環」を引き継ぎつつ、「阿賀野の環」の考え方を広げ、阿賀野市のあるべき姿とし、「山・土・水、そして光の恵みをありがとう！ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の三つの環」としました。

【「阿賀野の三つの環」について】

今回のアンケート調査結果において、後世に残したい環境を「森林・森・山」、「自然」とする回答数が前計画より多くなりました。したがって、本計画では五頭山や瓢湖、田園といった身近な自然環境を保全することが大切と考えました。

また、「阿賀野市のあるべき姿」を実現するため、まず、環境シンボル「地域の環」である五頭山、瓢湖、田園（山・土・水）といった特徴的な自然環境を守り、さらに「循環型社会の環」の構築や市民・事業者・市の「協働の環」を広めることが重要と考えました。

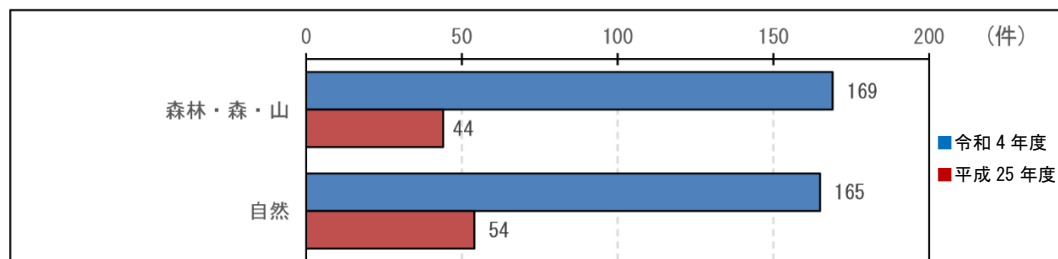


図3.1 後世に残したい環境についてのアンケート結果（抜粋）

以下に「阿賀野の三つの環」とその方向性を示します。阿賀野のあるべき姿を次ページに示します。

I「五頭山、瓢湖、田園の地域の環（環境シンボル）」	森林資源の適正管理や農地・里山の保全、水辺環境の保全などにより環境シンボルの保全を図ります。
II「生産・製造から消費・使用、排出抑制・再使用・再利用の循環型社会の環」	4Rを推進することにより循環型社会を構築します。
III「市民・事業者・市の協働の環」	市民団体などと市との連携や市民団体などへの市の支援により三者の協働を推進します。



図 3. 2 阿賀野のあるべき姿

2 本計画の基本目標

本計画では、前計画の基本目標である「まもる、いかす、めぐる、おもいやる、すすめる」といった5つの抽象的な表現の柱を見直し、より分かりやすく具体的な表現として「自然環境、生活環境、地球環境、環境教育」といった4つの基本目標としました。

表3.1 基本目標（前計画）

項目	概要
ま も る	安全で快適な生活環境を守るまち
い か す	豊かで誇れる自然資源や歴史資源を育み、活かすまち
め ぐ る	地域資源が有機的かつ効果的にめぐるまち
お も い や る	地球環境を思いやり、大切にするまち
す す め る	環境を考え、ともに行動するまち

表3.2 基本目標（本計画）

項目	概要
自然環境に関する基本目標	五頭山、瓢湖、田園など阿賀野の自然環境を保全するまち
生活環境に関する基本目標	循環型社会を構築し安心して暮らせるまち
地球環境に関する基本目標	脱炭素社会に向けた社会構造、生活様式へ移行するまち
環境教育に関する基本目標	地域活動を充実させ、環境教育を推進するまち

第4章 施策の展開

- 1 施策体系
- 2 課題及び施策

第4章 施策の展開

1 施策体系

【将来像】 【三つの環】 【基本目標】

【施策分類】

【具体的な施策】

山と ・も 土に ・創 水、 次代 へ引 き継 ぐ阿 賀野 の三 つの 環！	地域の環	自然環境 基本目標 に関する	緑環境の保全・育成・活用	1-1 森林資源の適正管理・有効利用 1-2 農地・里山の保全・活用 1-3 身近な緑空間の保全・創出・活用
			生き物の生育環境の保全・創作	1-4 多様で貴重な生き物の生育環境の保全
			水辺環境の保全・活用	1-5 多様な清流・水辺環境の保全
			資源の有効利用と好循環による地域活性化	1-6 環境保全型・活用型産業の推進
循環型 社会の環	生活環境 基本目標 に関する		安全・安心な暮らしの確保	2-1 防災対策の推進による暮らしの安全確保 2-2 土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進
			良好な水質の保全	2-3 家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全
			観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備	2-4 騒音・振動の防止 2-5 大気汚染・悪臭の防止
			土地利用の適正管理と美しいまちづくり	2-6 適正な土地利用の計画・誘導 2-7 地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり 2-8 地域一体となった環境美化の推進
地球環境 基本目標 に関する			ごみの減量化・分別・適正処理の推進	2-9 4Rの推進と適正処理
			地球温暖化に対応したまちづくり	3-1 エコ・コンパクトなまちづくり 3-2 ヒートアイランド対策の推進
			再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効利用	3-3 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進 3-4 エネルギーの効率的な利用の推進
			環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進	3-5 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発 3-6 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギー等活用の推進
協働の環	環境教育 基本目標 に関する		歴史・文化的環境の継承及び活用	4-1 誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承 4-2 環境教育・観光資源としての利活用の推進
			環境学習・環境教育の推進	4-3 身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
			人づくり・しくみづくり	4-4 環境を守り育てる人材の育成
			環境情報の発信・共有	4-5 産・官・民一体となったPR活動の展開

2 課題及び施策

(1) 自然環境に関する課題及び施策

1) 課題

課題	内容	対応する 施策
ア 森林資源の保全	林業従事者の高齢化や従事者不足などにより、間伐などの森林整備が進まず、森林の荒廃が懸念されています。森林には二酸化炭素の吸収や土砂災害の防止、生物多様性の保全などの多面的機能を有していることから、地域ぐるみで保全が必要です。	1-1
イ 農地・里山の保全	生産緑地としての農地の保全・確保（特に、有機農業先進地として全市的に質の高い農地の保全・確保と荒廃・遊休農地の有効活用）、自然と都市をつなぎ、魅力にあふれた里山の保全・育成及び活用について検討する必要があります。	1-2
ウ 有機農業先進地として農薬と化学肥料は極力使用しない、地域一体となった協定的な取組	農薬や化学肥料を極力使用しない、あるいは適正使用にとどめる必要があります。これらは行政・事業者が協力して取り組む必要があります。有機農業先進地として内外にアピールする方法について検討する必要があります。	1-2
エ 身近な緑空間の確保	個人や地域ぐるみ、事業所などの協力による緑化推進・クリーン作戦などの実施や災害防止や景観形成に有益な屋敷林、寺社林、シンボルツリーなどの保全・育成について検討する必要があります。	1-3
オ 生き物の生息環境の保全・創造	各種開発や事業導入時における、生物多様性やビオトープネットワークへの配慮、特に、ラムサール条約登録湿地に飛来するハクチョウなどの生息環境としての、周辺農地の冬期湛水による取組の協力を得た餌場の確保、水辺環境保全のための環境用水の利活用・維持推進、生き物の調査結果の公表や環境学習・教育を通じた絶滅危惧種や希少種・貴重種などの保全について検討する必要があります。	1-4
カ 水辺環境の保全・活用	自然の水質浄化作用を理解した親水空間の整備、多様な主体の参加・協力による水辺における生物とのふれあい活動を通じた保全意識の高揚・取組、ラムサール条約登録地としての意義の理解浸透とその理念に基づいた利用について検討する必要があります。	1-5
キ 市のシンボリックな環境の保全・アピールとなる新たなブランド形成	瓢湖のハクチョウや五頭山など市のシンボリックな環境をアピールするとともに、新たなブランドを形成します。	1-6
ク 農商工+市民連携による一体的で持続可能な産業振興策	農業・商業・工業などの産業と市民が連携し、一体的で持続可能な産業構造の構築について検討する必要があります。	1-6

2) 施策

1-1 森林資源の適正管理・有効利用

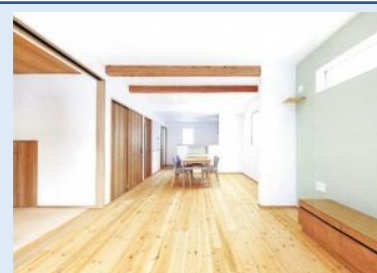


項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	緑環境の保全・育成・活用
施策の方向性	・ 除間伐などによる森林環境の整備や森林資源の適正管理を進め、森林が有する環境保全機能（水源涵養、国土保全、景観保全、レクリエーション、生物生息環境、CO₂吸収など）の保全・向上に努めます。 ・ 森林空間の整備にあたっては、森林の生態系への配慮を心がけます。地域住民や企業との連携を考慮した林業の振興を進めます。 ・ 森林環境譲与税を活用した事業（森林整備、森林経営管理、林道維持管理など）を推進します。
主体	市の施策
農林課	林道維持管理の推進 松くい虫伐倒駆除の推進 森林整備の推進 森林経営管理の推進 地元産材の加工・流通・販売・PRの促進（コラム参照） 森林資源のエネルギーの利活用の推進
主体	役割
市民	・ 生物多様性の保全、土砂災害の防止など森林の多面的機能の理解を深めます。（コラム参照） ・ 住宅や生活用品などにおいて地元産材の購入・利用を進めます。
事業者	・ 生物多様性の保全、土砂災害の防止など森林の多面的機能の理解を深めます。 ・ 森林地域における開発事業をできる限り抑えること、開発時は自然改変の低減に努めること、間伐材などの利活用を進めることなどにより森林を保全します。 ・ 事業や備品などにおいて地元産材の活用を進めます。

【地元産の木材】

にいがたの木を使った県産材住宅見学会の開催
 新潟県では、県産材を使用した住宅の完成見学会等の開催による県産材のPRを支援しています。
 県産材を使用した住宅の完成見学会等が県内各地で開催されます。

出典：新潟県ホームページ



阿賀野市曽郷 きづかいの家

【生物多様性の保全(30by30)】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、「2030年までに生物多様性の損失を食い止め、かつ回復させ、国内の陸と海の30%以上を健全な生態系として保全・保護する」といった目標をいいます。

1-2 農地・里山の保全・活用



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	緑環境の保全・育成・活用
施策の方向性	・農業振興地域整備計画や農業農村振興計画などに基づき、優良農地の確保・保全を図ります。また荒廃・遊休農地の有効活用、集落営農などの支援を通じて、農地・農業の保全・向上に努めます。 ・農地・農業の多面的機能（環境、景観、生物多様性、水資源管理など）として挙げられる国土保全、水源涵養、自然・生物環境の保全、良好な景観形成などの維持・向上に努めます。 ・環境保全型農業先進地として、化学肥料や農薬などの使用削減と適正使用の普及を進めます。 ・自然環境や野生動物の生息環境を保全するとともに、サルやイノシシなどによる農作物の被害を防ぐため、里山の保全・整備に努めます。
主体	市の施策
農林課	優良農地の保全、荒廃・遊休農地の活用対策の推進 集落営農組織化の推進 中山間地域などの振興 多面的機能の維持・発揮 水田利活用自給力の向上・産地づくりの総合支援（地域の農業や食品産業の発展の促進） 園芸振興 里山の保全・整備 農薬の使用削減及び適正使用の推進 有機米の産地化と若者就労者の確保
主体	役割
市民	・食料生産のみならず、生物多様性の保全、洪水の防止などといった農地・農業の多面的機能の理解を深めます。 ・農地や里山の保全・管理・育成に参加・協力します。 ・阿賀野市産の農産物を積極的に購入し、地産地消を進めます。 ・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。 ・荒廃・遊休農地の所有者は活用対策に協力します。
事業者	・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。 ・農地や里山の保全・管理・育成を行います。

1-3 身近な緑空間の保全・創出・活用



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	緑環境の保全・育成・活用
施策の方向性	・既存の公園・緑地の保全に努めるとともに、地域の特性に応じた緑化を進めます。
主体	市の施策
農林課	森林整備の推進（再掲） 森林経営管理の推進（再掲）
公園管理事務所	既存公園の維持管理
主体	役割
市民	・生け垣の設置やバルコニーの緑化など、緑豊かな住宅地づくりに努めます。 ・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。
事業者	・工場や事業所の敷地における緑化を進めます。 ・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。

1-4 多様で貴重な生き物の生育環境の保全



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	生き物の生育環境の保全・創作
施策の方向性	・生き物の生態系に配慮した土地利用や環境保全に取り組みます。 ・貴重な固体群や植生などの特定植物群落をはじめ、原生林や自然樹林、水辺環境の維持・保全に努めます。 ・多様な生き物の生息環境の確保に努めます。特に、五頭連峰に生息する貴重な生き物の保護・保全対策を強化します。 ・地域の生態系に配慮した農業管理や環境保全型農業を推進します。
主体	市の施策
農林課	農薬の使用削減及び適正使用の推進（再掲） 里山の保全・整備（再掲）
市民生活課	開発業者への環境保全意識の指導・徹底 鳥獣保護区などにおける野生鳥獣の管理と保護（コラム参照） 生き物の生態調査（モニタリング調査、自然環境調査）などの実施

主体	役割
市民	・身の周りに生息・生育する動植物への関心を深めます。 ・身近な生態系の保全に努めるためにも、環境に配慮した行動を行います。 ・外来種の持込みや放棄は行わず、駆除や繁殖防止に協力します。 ・生物調査に協力します。 ・研究や保護を目的とした、希少動物や自然植生の情報を提供・共有します。
事業者	・地域の生態系に配慮した環境保全型の農業・林業を進めます。 ・水田の冬期湛水や用排水路の保全・利活用により、地域に密着し自然と共存する農業を目指します。 ・研究や保護を目的とした、希少動物や自然植生の情報を提供・共有します。 ・指定地域における開発事業をできる限り避け、開発時は生態系への影響の低減に努めます。 ・外来種の持込みや放棄は行わず、駆除や繁殖防止に協力します。 ・研究や保護を目的とした、希少動物や自然植生の情報を提供・共有します。(再掲)

【野生鳥獣の管理や保護】

鳥獣被害とは、クマやイノシシ、シカ、サルなどの野生生物によって人身や農作物、林業施設などに損害が発生することをいいます。

具体的には、

- ・ツキノワグマによる人身被害
- ・イノシシやシカによる農作物の食害
- ・サルによる果樹の食害や施設への侵入
- ・鳥による農作物の食害

などが代表的な鳥獣被害です。

このような鳥獣による人身や農林業への被害は生態系の変化に伴い深刻化しており、地域に甚大な影響を及ぼしています。鳥獣被害防止のためには科学的根拠に基づいた管理や保護が必要とされています。



出典：新潟県ホームページ

1-5 多様な清流・水辺環境の保全

6

安全な水とトイレ
を世界中に



11

住み続けられる
まちづくりを



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	水辺環境の保全・活用
施策の方向性	・親水空間の整備にあたっては、国・県との調整を図りながら、地域の生態系に配慮し実施します。 ・市民や民間団体、関係機関との協働による河川・水辺の利活用策の検討並びに美化活動を進めます。 ・流域連携による水辺環境や水資源の保全・管理・活用に努めます。
主体	市の施策
上下水道局	個別処理区域では、合併処理浄化槽設置の推進 集合処理区域では、下水道整備、接続率の向上

主体	役割
市民	・水辺環境の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。 ・水辺環境の保全活動に参加・協力します。 ・個別処理区域では、くみ取り槽、単独浄化槽を合併浄化槽に転換します。 ・集合処理区域における下水道の供用開始地域では、下水道に接続します。
事業者	・河川改修及び親水空間の整備では、自然の水質浄化能力に配慮した工法も検討します。 ・水辺環境の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。 ・水辺環境の保全活動に参加・協力します。 ・個別処理区域では、くみ取り槽、単独浄化槽を合併浄化槽に転換します。 ・集合処理区域における下水道の供用開始地域では、下水道に接続します。

1-6 環境保全型・活用型産業の推進



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	資源の有効利用と好循環による地域活性化
施策の方向性	・事業活動における省資源・省エネルギー対策を進め、環境に配慮した企業誘致を進めます。 ・環境資源を最大限に保全・活用するため、農業者や商工業者、市民・民間団体との協働による農商工民連携、6次産業化を図ります。 ・化学肥料や農薬などの使用量を低減した環境保全型農業を推進します。 ・地下水や周辺河川などへの水質汚濁を防ぐため、家畜排せつ物などの管理基準の遵守など、環境に配慮した畜産業を推進します。 ・瓢湖のハクチョウと共生する有機農業や、豊富な森林資源を活用した林業の推進、五頭山麓の貴重な動植物や温泉地と連携する観光・環境教育の取組など、市の環境資源が継続的に好循環する仕組みを図ります。 ・市の環境特性を活かした循環型環境ビジネスの振興やブランド化を図ります。

主体	市の施策
農林課	いきいき畜産の推進 有機農産物のブランド化 農薬の使用削減及び適正使用の推進（再掲）
商工観光課・農林課	観光の価値向上に向けた取組

主体	役割
市民	・阿賀野市産の農産物を積極的に購入し、地産地消を進めます。（再掲） ・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。（再掲） ・農商工との連携による市産品のブランド化やPRに参加・協力します。 ・市の特徴を活かした資源の循環システムを理解し、生活の様々な局面で配慮・参加・協力します。
事業者	・グリーンイノベーションによる産業連携を進めます。 ・市の環境特性を活かした循環型・環境保全型農業を進めます。 ・商工民との連携による農産物のブランド化やPRを進めます。 ・農家や市民との連携による農産物をはじめとした市産品のブランド化やPRを進めます。 ・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。（再掲）

3) 目指すべき指標

指標	単位	令和 2 年度 実績値	令和 14 年度 目標値	備考	担当部署
森林間伐（育林）面積	ha	18.88	35.62	森林経営計画による森林整備	農林課
環境保全型農業直接支援事業補助金交付申請件数	件	264	280	令和 6 年度目標値	農林課
環境保全型農業直接支援事業によるたい肥散布面積	ha	512	600	令和 6 年度目標値	農林課
憩の場としての公園の満足度	%	69.4	70.0	令和 6 年度目標値	公園管理 事務所

(2) 生活環境に関する課題及び施策

1) 課題

課題	内容	対応する 施策
ア 地域の災害履歴や自然特性を考慮した各種計画の策定や環境教育の充実	市は地域の災害履歴や自然特性を熟知する必要があります。そのために、各種計画を策定する必要があり、阿賀野市の災害や自然に関する教育について検討する必要があります。	2-1
イ 過去の生活様式を学び、今日の災害対応などに活かすなどの試み	遺跡や遺構、文化財、過去の文献を通じて当時の生活様式を学ぶ必要があります。また、災害対策への活用について検討する必要があります。	2-1
ウ 防災面でも有効な緩衝緑地帯の整備推進	災害に強い街を作るため、防災面で有効な緩衝緑地帯の整備を推進し、災害に強い市を作る必要があります。また、緩衝緑地帯の設置により地域環境保全や地球環境の保全について検討する必要があります。	2-1
エ 災害緊急時における迅速かつ適正な広域連携とBCPの構築	市は災害時などの緊急時にも業務が滞りなく行われる必要があります。各企業と適切に連携したうえでBCP（事業継続計画）の作成について検討する必要があります。	2-1
オ 定期的な水質調査の徹底及び水質保全に係る情報公開	河川などの水質保全に向けて、定期的な水質調査を徹底させることにより水質の経年変化を把握する必要があります。これらの調査結果を適切に情報公開することにより、市民の関心の喚起方法について検討する必要があります。	2-2 2-3
カ 騒音・振動の適正な監視・指導の徹底による騒音・振動の抑制	市域の騒音・振動の抑制を図る必要があります。そのために、騒音・振動の適正な監視や指導を徹底する必要があります。	2-4
キ 大気汚染物質の排出の抑制	大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車など、大気環境への負荷が少ない低排出公害車の普及を促進する必要があります。また、大気汚染物質の排出状況を的確に把握し、市民、事業者へ周知する必要があります。	2-5
ク 公共施設のアスベスト飛散対策	老朽化した公共施設のアスベスト飛散対策を進める必要があります。特にアスベストを利用した建物の解体については施設名や所在地などの開示をするとともに解体方法について検討する必要があります。	2-5
ケ 適正な土地利用の計画・誘導	都市計画に基づき、適切な土地利用の誘導に努め、環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保・保全に努め荒廃・遊休農地の利活用を進める必要があります。	2-6
コ 地域の環境美化の推進	地域の環境美化活動を活性化させ、地域全体、市全体の美化につなげる必要があります。地域の環境美化活動を活性化させるためには、地域住民が協力し合い、地域全体で共有していく環境美化のビジョンを持つことが重要です。また、市全体の美化を目指すためには、地域の環境美化活動を活性化させるだけでなく、市全体で共有していく環境美化のビジョンを持つことが必要です。	2-7 2-8
サ 廃棄物の適正な処理	廃棄物のさらなる適正処理、減量化を図る必要があります。特に、4R推進のためにも、「もったいない精神」の意識を大切にマイバッグ持参などの取組実践、生産者や販売者にとっては、過剰包装の抑制や生分解プラスチックなどの利用、ごみの減量化に向けた取組、生ごみの堆肥化など資源循環を進める仕組みづくり、不要家電製品などの不法投棄防止に向けた家電メーカーやリサイクル業者への回収徹底の要請などについて検討する必要があります。	2-9

2) 施策

2-1 防災対策の推進による暮らしの安全確保

11 住み続けられるまちづくりを



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	安全・安心な暮らしの確保
施策の方向性	・ 治山、治水をはじめ、建物の耐震強化や防災情報発信など、幅広い防災・減災対策を進めます。 ・ 防災講習や教育を通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
主体	市の施策
危機管理課	防災・減災対策及び災害発生時における総合調整 避難所の指定・取り消し、運営などに関すること 避難行動要支援者対策（個別避難計画作成） 災害備蓄（資機材を含む）に関すること 防災講習や教育に関すること
農林課・建設課	治山、通常砂防の推進 中小河川整備の推進 雨水排水対策 冬季道路交通対策
主体	役割
市民	・ 地震や台風、豪雨などによる災害について学んだり、地域の防災活動に参加するなど、日ごろから防災意識を高めるよう行動します。 ・ 住宅の耐震化を進めます。 ・ 災害発生時使用する家庭備蓄品を確保します。 ・ 避難行動要支援者個別計画の作成に協力します。
事業者	・ 耐震性や長寿命化に配慮した工事に取り組みます。 ・ 事業所の耐震化を進めます。 ・ 避難所や避難経路を確保します。 ・ 災害発生時使用する備蓄品を確保します。

2-2 土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進

11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	安全・安心な暮らしの確保
施策の方向性	・ 土壌汚染の発生が懸念される場合は、速やかな情報提供に努めます。 ・ 地下水の水質分析、土壌汚染調査の充実に努めます。 ・ 水道水及び上下水汚泥への放射線物質の影響については、国の基準に従い、適正な検査や管理を行い、併せて情報開示を徹底します。

主体	市の施策
市民生活課	井戸台帳の整備と土壌汚染など発生時の関係機関との連携体制の確立
主体	役割
市民	・環境負荷の少ない洗剤の利用などを心がけます。 ・水質調査に協力します。
事業者	・事業活動に伴う排水基準を順守し、適正処理に努めます。 ・水質調査に協力します。 ・土壌汚染に関する情報を提供します。

2-3 家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	良好な水質の保全
施策の方向性	・河川の水質分析・水位観測の充実に努めます。 ・市民や学校、事業者との協働による定期的な水質調査を行い、意識啓発に役立てます。 ・湖沼や湧水の水質調査と、周辺を含む自然環境の監視・保全の育成・支援を進めます。 ・河川や湖沼においては、水生植物の浄化作用の他、自然エネルギーを利用した水質浄化を検討します。 ・公共下水道整備及び接続促進、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策を積極的に進めます。 ・油漏れ事故などの人為的ミスによる異常水質事案の未然防止を図ります。
主体	市の施策
上下水道局	個別処理区域では、合併処理浄化槽設置の推進（再掲） 集合処理区域では、下水道整備、接続率の向上（再掲）
商工観光課 ・農林課	自然や観光における水辺の賢明な利活用の推進
市民生活課	油など流出事故発生時の関係機関との連携体制の確立 河川の水質調査
主体	役割
市民	・水質調査に協力します。（再掲） ・水質浄化機能の高い植物の保全・育成に努めます。 ・節水や、環境負荷の少ない洗剤の利用、風呂水の再利用などを心がけます。（再掲） ・公共下水道事業や農業集落排水事業が予定されていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理を行います。 ・個別処理区域では、くみ取り槽、単独浄化槽を合併浄化槽に転換します。 ・個別処理区域における下水道の供用開始地域では、下水道に接続します。 ・油分の多い排水は下水などには流さず、あらかじめ油を紙に吸わせるなど心がけます。

事業者	・水質調査に協力します。（再掲） ・水質浄化機能の高い植物の保全・育成に努めます。 ・自然エネルギーを利用した省エネ型の水質浄化対策を検討します。 ・節水を心がけ、事業活動に伴う排水基準を順守し、適正処理に努めます。（再掲） ・公共下水道や農業集落排水事業が予定されていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理を行います。 ・個別処置区域では、くみ取り槽、単独浄化槽は合併浄化槽に転換します。 ・個別処理区域における下水道供用開始地域では、下水道に接続します。 ・油分の多い排水は直接流さないよう、グリーストラップなどの除害施設設置を進めます。
-----	---

2-4 騒音・振動の防止



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備
施策の方向性	・市が定めた指定区域内では特定施設の設置や建設作業時の届出の徹底により、工事や事業活動などに伴って生じる騒音や振動などの公害の未然防止を図ります。 ・指定区域などに立地する工場などの事業者と環境保全協定の締結を進めることで、公害の未然防止に努めます。
主体	市の施策
市民生活課	騒音・振動の適正な監視・指導 事業者との事前協議と環境保全協定の締結 自動車騒音測定
主体	役割
市民	・生活騒音の防止に努めます。
事業者	・騒音や振動の基準を順守するとともに、自主規制・基準の導入を検討します。 ・市と騒音・振動防止協定や環境保全協定の締結に協力します。

2-5 大気汚染・悪臭の防止

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備
施策の方向性	・ 県の大気観測データを利活用し、光化学スモッグやPM_{2.5}注意報などの発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。 ・ 大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車など、大気環境への負荷が少ない低排出公害車の普及を促進します。 ・ 排ガスの発生を抑制するため、急加減速や長時間のアイドリングを行わないなどのエコドライブの普及を促進します。 ・ 県と連携し、建築材料や建築物の解体現場などからの大気中へのアスベスト飛散防止を図ります。 ・ 工場や事業場などからの悪臭については、事業者に対して指導を行い、その発生の防止を図ります。 ・ 野焼きについては、現地指導や広報などを通じて廃棄物の適正処理を周知します。
主体	市の施策
農林課・市民生活課	野焼きの通報対応 稲わら・穀物の農地へのすき込みの啓発 悪臭測定調査 環境保全巡視員による臭気モニタリング調査 光化学スモッグやPM _{2.5} 注意報の発令時の連絡網の構築
主体	役割
市民	・ 大気汚染への負荷が少ない低公害車を導入します。 ・ 急発進、急停止、長時間のアイドリングなどをしないエコドライブを心がけます。
事業者	・ 悪臭対策に努めます。 ・ 大気汚染への負荷が少ない低公害車を導入します。 ・ 急発進、急停止、長時間のアイドリングなどをしないエコドライブを心がけます。 ・ 大気質調査に協力します。 ・ 排出ガス規制を順守し、自主規制・基準の導入を検討します。 ・ 市と環境保全協定の締結に協力します。

2-6 適正な土地利用の計画・誘導

11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	土地利用の適正管理と美しいまちづくり
施策の方向性	・ 都市計画に基づき、適切な土地利用の誘導に努め、環境と調和した計画的なまちづくりを進めます。 ・ 地域の環境特性に応じた企業立地や事業活動を誘導していきます。 ・ 無秩序な開発行為を防止するとともに、空き地・空き家の有効活用を検討を進めます。

主体	市の施策
建設課・ 市民生活課	適正な土地利用（土地の特性に合った誘導）の推進 空き地・空き家などの適正な管理の推進
主体	役割
市民	・市の計画的なまちづくりに参加・協力します。 ・空き地・空き家の所有者は適正に土地を管理するとともに、市の活用対策に協力します。
事業者	・市の計画的なまちづくりに参加・協力します。 ・開発事業に際しては、市の計画との整合を図ります。

2-7 地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	土地利用の適正管理と美しいまちづくり
施策の 方向性	・潤いある水辺景観、雄大な田園景観、緑豊かな住宅地・公園景観、歴史文化が香る街並み景観など、各地区の特性に応じた景観形成を図ります。 ・観光振興にも寄与する市固有の景観の創出に努めます。
主体	市の施策
商工 観光課・ 農林課	自然や観光資源の賢明な利活用の推進
主体	役割
市民	・良好な景観保全や魅力的な景観づくりに参加・協力します。
事業者	・良好な景観保全や魅力的な景観づくりに参加・協力します。 ・周囲や街並みと調和した社屋のたたずまいや屋外広告看板などの設置に配慮します。

2-8 地域一体となった環境美化の推進



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	土地利用の適正管理と美しいまちづくり
施策の 方向性	・不法投棄の発見・防止と地域の安全確認を兼ねたクリーン作戦(美化活動)などにより、自治会や企業、子供たちと一体となった環境衛生・環境美化の取組を維持・推進します。

主体	市の施策
建設課・市民生活課	適正な土地利用（土地の特性に合った適正な誘導）の推進（再掲）
生涯学習課・市民生活課	クリーン作戦の推進 自治会などによる美化活動への支援

主体	役割
市民	・クリーン作戦などに参加・協力します。 ・ポイ捨てや野焼きは行いません。また、発見した場合は関係機関に連絡します。
事業者	・クリーン作戦などに参加・協力します。 ・不法投棄、野焼きは行いません。また、発見した場合は関係機関に連絡します。

2-9 4Rの推進と適正処理



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	ごみの減量化・分別・適正処理の推進
施策の方向性	・ごみの減量化と分別排出を徹底するよう啓発します。また、継続的な4R運動の啓発活動などを通じ、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルなどに関する意識を普及・啓発します。 ・生ごみ処理施設の導入、マイバッグ運動の実践、リユース食器の活用、グリーン購入など、消費生活におけるごみ減量意識の普及・啓発を推進します。 ・ごみ処理時に発生する熱エネルギー利用を検討します。 ・ごみの減量化の徹底と分別意識の共有により、ごみ資源化を一層進めます。 ・環境マネジメントシステムやゼロエミッションの普及・拡大に努め、事業活動における廃棄物の減量化・資源化の取組を進めます。 ・廃棄物処理業者に対し、適正処理の指導を徹底します。
主体	市の施策
市民生活課	廃棄物処理状況の把握 生ごみ処理容器設置の推進 不法投棄パトロール、環境巡視員によるパトロール

主体	役割
市民	・ごみの減量化と分別を徹底します。 ・家電リサイクル法など資源回収システムに協力します。 ・4Rに取り組みます。また、4Rの実践に取り組みます。 ・グリーン購入に努めます。（コラム参照） ・マイバッグの利用、不要品のリサイクル店への持込み、フリーマーケットの活用、イベント時の食器の再利用など、様々な局面での資源の減量化・再利用を進めます。 ・生ごみ処理器を積極的に設置し、堆肥化などの有効利与を進めます。
事業者	・ごみの減量化と分別を徹底します。 ・各種法規制に基づく資源回収、リサイクルを進めます。 ・環境マネジメントシステムやゼロエミッション（コラム参照）の構築を進めます。 ・廃棄物の適正処理を徹底します。 ・4Rに取り組みます。また、4Rの実践に取り組みます。 ・グリーン購入に努めます。 ・製品・商品のグリーン化に努めます。 ・製品・商品の不要品の再利用に努めます。 ・稲からや粃がらの有効活用や、農業系ビニールなどの適正処理に努めます。

【グリーン購入】

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

平成 13 年 4 月から、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されました。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。幅広い主体が、それぞれの立場から、グリーン購入を進めていくことが期待されています。

出典：環境省ホームページ

【ゼロエミッション】

「無限で劣化しない地球」から「有限で劣化する地球」への社会的な意識の変化などを背景に、「ゼロエミッション」という考え方ができています。これは一産業では自社内で発生する廃棄物を極力最小化し、再資源化してもなお発生する廃棄物を他の産業と連携することによって適切なリサイクルの確立を図っていかうとするものです。

この概念は、廃棄物だけではなく、二酸化炭素などの温室効果ガス等の実質排出量ゼロにすることにも使用されています。

出典：環境省ホームページ

3) 目指すべき指標

指標	単位	令和2年度 実績値	令和14年度 目標値	備考	担当部署
災害に備え家庭で実践している事項数（平均）	項目	4.5	8	防災減災意識の向上に取り組むため	危機管理課
防災訓練参加者数（市及び自主防災組織などの訓練）	人	191	1,500	防災減災意識の向上に取り組むため	危機管理課
自治体及び事業者などとの災害時応援協定締結数	組織	43	45	広域的な災害による物流の停滞に備え、災害時応援協定の締結に取り組むため	危機管理課
水洗化率	%	71.2	75	R6 年度目標値	上下水道局
単独浄化槽設置基数	基	2,489	2,140	R6 年度目標値	上下水道局
大気基準値を上回った件数	件	0	0		市民生活課
河川などの水質基準を上回った件数	件	0	0		市民生活課
環境公害（騒音・振動・悪臭・水質汚濁）苦情件数	件	7※	15		市民生活課
生活衛生・環境に関する苦情件数	件	220	120	令和6年度目標値	市民生活課
空き地の管理及び害虫獣に関する苦情件数	件	32	20	令和6年度目標値	市民生活課
最終処分量	t	1,455	1,392	令和6年度目標値	市民生活課
市民1人当たりのごみの年間排出量[リデュース]	kg	282	260	令和6年度目標値	市民生活課
中古品・フリーマーケット・詰替品などで積極的に再利用している市民の割合[リユース]	%	7.5	10	令和6年度目標値	市民生活課
ごみの資源化率[リサイクル]	%	15	20	令和6年度目標値	市民生活課
分別不適合率（焼却量に対する不燃物の含有率）	%	3.8	0.4	令和6年度目標値	市民生活課
不法投棄の発生確認件数	件	17	30	令和6年度目標値	市民生活課
野焼きの苦情件数	件	8	0		市民生活課
広報誌による環境啓発回数	件	4	4		市民生活課

※令和2年度の苦情件数は目標値を大きく下回りましたが、目標値の15件は妥当と考えられるため引き続き同目標値としました。

（３）地球環境に関する課題及び施策

１）課題

課題	内容	対応する 施策
ア エコ・コンパクトなまちづくりに必要な環境配慮に対する意識啓発と制度周知	エコでコンパクトなまちづくりを推進するために環境に対して必要な配慮をするとともに市民・事業者への意識啓発について検討する必要があります。	3-1
イ 景観形成やヒートアイランド対策を意識した取組	グリーンカーテンなどの緑化や打ち水などを行い、景観形成を促進するとともに、市中心部ヒートアイランド化の防止について検討する必要があります。	3-2
ウ 再生可能エネルギーなどの整備の促進	経済の発展と環境の保全を両立させることが重要です。そのためにはメガソーラー発電施設などを誘致し再生可能エネルギーなどの導入の促進について検討する必要があります。	3-3
エ 省エネ住宅やエコカーの普及など環境配慮型施設などの導入	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） ¹¹ などの省エネ住宅やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） ¹² などの省エネ事業所、電気自動車などのエコカーの普及について検討する必要があります。	3-3
オ 創エネの取組の推進	省エネを推進するだけではなく、太陽光発電所の設置を推進するなど、市内での創エネ（エネルギーを作り出すこと）を積極的に行い、地球温暖化防止に寄与する必要があります。	3-3
カ 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーなどによる生活スタイルの普及啓発推進	市民が、省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーなどに配慮した生活スタイルを実践できるよう、意識啓発する必要があります。また、市は省資源・省エネルギーに関する情報発信方法について検討する必要があります。	3-3 3-4 3-5
キ 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギーなど活用の推進	市内の事業者が環境負荷を低減するために意識啓発したり、再生可能エネルギーなどの導入促進を後押ししたりする必要があります。また、それらの取組状況や達成状況を公開するなど普及促進について検討する必要があります。	3-6

¹¹ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）とは、環境負荷をゼロにすることを目標とした住宅のことです。ZEHは、太陽光発電や地熱などの自然エネルギーを利用し、熱・冷気を効率的に利用し、環境負荷を最小限に抑えることを目指しています。

¹² ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）とは、環境負荷をゼロにすることを目標としたビルのことです。ZEBは、太陽光発電や地熱などの自然エネルギーを利用し、熱・冷気を効率的に利用し、環境負荷を最小限に抑えることを目指しています。

2) 施策

3-1 エコ・コンパクトなまちづくり



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	地球温暖化に対応したまちづくり
施策の方向性	・無秩序な市街地拡大をできるだけ抑え、自然環境の保全を図るため、都市的機能の集積と適正配置を進めます。また、市民の日常生活を支える商業・医療・福祉施設の適正立地により、便利で暮らしやすく、環境負荷の小さいエコ・コンパクトなまちづくり（コラム参照）を進めます。 ・国道 49 号阿賀野バイパスの整備により、市街地内の渋滞解消を図り、CO₂削減に寄与します。
主体	市の施策
建設課	適正な土地利用（土地の特性に合った適正な誘導）の推進（再掲） 国道 49 号阿賀野バイパス及びアクセス道路の整備促進 街路樹などの道路緑化の推進
主体	役割
市民	・自家用車の新規購入や買い替えにあたっては電気自動車などエコカーの導入に努めます。 ・徒歩や自転車、公共交通機関による移動を心がけます。
事業者	・社用車の新規購入や買い替えにあたっては、電気自動車などエコカーの導入に努めます。 ・徒歩や自転車、公共交通機関による移動を心がけます。 ・開発事業に際しては、市の計画との調整を徹底します。

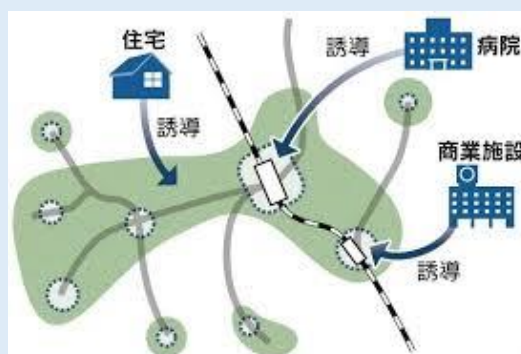
【コンパクトシティ】

コンパクトシティは以下のように定義づけられています。

- 1) 高密度で近接した開発形態
- 2) 公共交通機関でつながった市街地
- 3) 地域のサービスや職場までの移動の容易さ

コンパクトシティには、ある程度の人口がまとまって居住することにより、福祉・商業等の生活サービスの持続性が向上するとともに、これらのサービスに徒歩や公共交通で容易にアクセスできるようになることで、外出が促進され健康の増進につながるという生活面での効果、除雪や訪問介護等の公的サービスの効率化や公共施設の再配置・集約化等により、財政支出の抑制につながるという財政面でコンパクトシティのイメージ 出典：科学技術振興機構 HP

の効果、徒歩や公共交通による移動を促進し、過度な自動車への依存が抑制され、二酸化炭素排出量の削減につながるという環境面での効果、サービス産業の活性化と外出の増加による消費の増加という経済面での効果等、多岐にわたる利点があります。



出典：国土交通省ホームページ

3-2 ヒートアイランド対策の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	地球温暖化に対応したまちづくり
施策の方向性	・家庭や事業所、公共施設での雨水利用・雨水浸透の推進、緑化や自然エネルギーの導入など、ヒートアイランド対策を進めます。
主体	市の施策
建設課	街路樹などの道路緑化の推進（再掲）
主体	役割
市民	・生け垣やグリーンカーテンの設置など、緑豊かな住宅地づくりに努めます。 ・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。（再掲） ・空調の適切な利用をはじめ、雨水利用や打ち水などの工夫により温度上昇を防ぎます。
事業者	・工場や事業所の敷地における緑化を進めます。（再掲） ・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。（再掲） ・空調の適切な利用により温度上昇を防ぎます。

3-3 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効活用
施策の方向性	・製造業におけるエネルギーの効率的利用と再生可能エネルギーなどの導入を検討します。また、生ごみや間伐材などのバイオマス資源の利活用による資源循環システムの構築を進めます。 ・公共施設や住宅、産業活動における太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電の導入など、地域の特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討します。 ・家庭や給食施設、飲食・宿泊施設などからの廃食用油回収とBDF化及び活用を検討します。
主体	市の施策
管財課	公共施設整備における太陽光発電などの導入
主体	役割
市民	・生ごみの分別を徹底し、堆肥への活用を進めます。 ・太陽光発電設備の導入を進めます。
事業者	・事業活動にも地球環境にも効率的・効果的なエネルギーの利活用を進めます。 ・自然エネルギーや再生可能エネルギーの開発を進めます。

3-4 エネルギーの効率的な利用の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効活用
施策の方向性	・家庭や学校、事業所などにおける省資源・省エネルギーの実践を促します。 ・公共施設の整備にあたり省エネルギー型の設備・機器や自然エネルギーの導入を進めます。
主体	市の施策
管財課・市民生活課	照明のLED化の推進 古い空調設備の更新 高断熱化設備などの導入 広報やホームページによる啓発 ピークカット・ピークシフトの実践・啓発
主体	役割
市民	・消費生活における節電・節水に心がけます。 ・消費電力の少ない家電に切り替えます。
事業者	・事業活動における節電・節水に心がけます。 ・消費電力の少ない設備に切り替えます。

3-5 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進
施策の方向性	・省資源・省エネルギーに関する情報提供により、低炭素社会に向けた生活スタイルの普及を図ります。 ・市民の主体的な省資源・省エネルギー活動を支援します。 ・「地球温暖化対策実行計画」の策定により、市が率先して地球温暖化防止に取り組めます。
主体	市の施策
市民生活課	広報やホームページによる啓発(再掲)
主体	役割
市民	・消費生活における節電・節水に心がけます。(再掲) ・省資源・省エネルギーに関し積極的に情報を得ます。 ・新築や改築にあたっては、断熱や蓄熱などの省エネルギー・創エネルギー効果の高い設備やシステムを積極的に導入します。 ・自家用車の新規購入や買い替えにあたっては、電気自動車などエコカーの導入に努めます。(再掲) ・環境家計簿をつけるなど、環境に配慮した生活スタイルの達成度評価を積極的に行います。

3-6 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギーなど活用の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進
施策の方向性	・事業所における環境マネジメントシステムの導入や環境報告制度の普及、環境配慮指針の整備など、環境に配慮した企業づくりを支援します。 ・事業活動におけるエネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用を検討し、導入を進めます。
主体	市の施策
商工観光課	・事業者の環境問題への取り組みを推進
主体	役割
事業者	・事業活動における節電・節水に心がけます。（再掲） ・事業活動にも地球環境にも効率的・効果的なエネルギーの利活用を進めます。（再掲） ・環境マネジメントシステムやゼロエミッションの構築を進めます。 ・社用車の新規購入や買い替えにあたっては、電気自動車などのエコカーの導入に努めます。（再掲）

3) 目指すべき指標

指標	単位	令和2年度実績値	令和14年度目標値	備考	担当部署
再生可能エネルギー発電設備導入件数	件	586	1,246		市民生活課
市の施設における温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	t-CO ₂	11,135	9,000	令和6年度目標値	管財課

（４）環境教育に関する課題及び施策

１）課題

課題	内容	対応する 施策
ア 地域の歴史・文化に裏付けられた資源の保護・管理及び保全意識の醸成	市の歴史遺産、文化遺産を保護し継承するとともに、将来の市の環境を保護するような意識の醸成方法について検討する必要があります。	4-1 4-2
イ 環境学習・環境教育の推進	学校などや地域における環境教育プログラムの構築と実施について検討する必要があります。 学校教育のほか、地域コミュニティや生涯学習分野と連携し、環境学習や環境教育について検討する必要があります。	4-2 4-3 4-4
オ 市の各種計画における「環境への配慮」の位置づけ及び実践	市が策定する各種計画において「地球環境や地域環境への配慮」を位置付けるとともに実践するよう周知について検討する必要があります。	4-5
カ 様々な主体と連携した幅広い環境保全プログラムの企画・展開	産業や観光・福祉分野など幅広い分野と連携し、環境保全のための幅広いプログラムの企画展開について検討する必要があります。	4-5

２）施策

４－１ 誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	歴史・文化的環境の継承及び活用
施策の方向性	・ 歴史・文化遺産を将来に渡り継承していくため、その保全・保護・管理に努めます。
主体	市の施策
生涯学習課	遺跡発掘調査事業、遺跡出土遺物整理の推進 市内文化財などの保護、調査、活用
主体	役割
市民	・ 歴史・文化遺産の学習会などを通じて、保存・利活用に参加・協力します。
事業者	・ 歴史・文化遺産の保存・利活用に参加・協力します。 ・ 開発事業に際しては、歴史・文化遺産の保全に配慮します。

4-2 環境教育・観光資源としての利活用の推進

4 質の高い教育を
みんなに



13 気候変動に
具体的な対策を



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	歴史・文化的環境の継承及び活用
施策の 方向性	・ 歴史・文化遺産を通じて、本市の伝統文化や地場産業などを学び、環境教育に役立てます。 ・ 歴史・文化遺産の観光資源としての有益性を確認しこれからのまちづくりにつなげていきます。 ・ 環境に関する各種講座や講習会を実施します。
主体	市の施策
商工観光課 ・ 農林課	森林資源・農産物などのブランド価値向上に向けた取組
生涯学習課	文化財公開活用 芸能・文化祭開催 文化協会支援 自然環境の保全やまちづくりと一体となった歴史・文化遺産の活用
主体	役割
市民	・ 環境に関する各種講座や体験学習に参加・協力します。 ・ 家庭での環境教育や歴史教育を進めます。
事業者	・ 環境に関する各種講座や体験学習を実施します。 ・ 学習関連施設の維持管理に参加・協力します。

4-3 身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	環境学習・環境教育の推進（コラム参照）
施策の 方向性	・ 自然環境やごみ、地球温暖化などの環境問題について、市民講座や自然観察会といった市民などが学習する場を提供します。 ・ 広報やホームページなどを活用し、市の環境施策や市民講座などの情報発信を行います。
主体	市の施策
農林課	農産物体験学習の推進
商工観光課・ 市民生活課	事業者の環境問題への取り組みを推進（再掲） 環境啓発講座の実施
主体	役割
市民	・ 身近な自然の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。 ・ 環境保全活動に参加・協力します。 ・ 歴史・文化遺産の学習会などを通じて、保存・利活用に参加・協力します。（再掲） ・ 環境にかかる総合的な学習やふれあいを通じて、市の自然や歴史文化、環境問題に関心を持ち、身近な所から持続可能な環境保全・創出活動に取り組みます。 ・ 幅広い世代や地域間で環境に対する意識を共有し、共に環境保全・創出活動に取り組みます。

事業者	・ 自然環境の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。 ・ 自然環境の保全活動に参加・協力します。 ・ 歴史・文化遺産の保存・利活用に参加・協力します。（再掲） ・ 学校教育や地域コミュニティと連携した環境学習・環境教育に参加・協力します。 ・ 事業活動の専門性を活かした環境保全・創出活動に協力します。
-----	--

【環境学習の目的】

環境学習の目的は、個人と社会集団が、総合的な環境とそれに関わる問題について関心と感受性を持ち、人類の重要な立場と役割を理解し、環境の保護改善に参加する意欲と問題解決のための技能及び評価能力を身につけ、また適切な行動を起こすために、環境問題に関する責任と事態の危急性についての認識を深めることができるようにすることです。

出典：ベオグラード憲章（1975 年 非同盟諸国首脳会議 ベオグラード会議）

4-4 環境を守り育てる人材の育成



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	人づくり・しくみづくり
施策の方向性	・自治会や子ども会、民間団体などによる美化活動や環境学習、まちづくり活動などを支援します。環境学習、環境保全活動を指導する人材の育成を支援します。（コラム参照）
主体	市の施策
農林課	農産物体験学習の推進（再掲）
市長政策・市民協働課 市民生活課 関係各課	市民団体などへの支援
主体	役割
市民	・各自がそれぞれの立場や専門分野において環境保全・創出活動を行うとともに、環境学習や環境の情報収集に努めます。 ・環境学習や環境保全・創出活動に貢献する人材育成を地域ぐるみで進めます。 ・個人や家庭、団体で取り組んでいる環境保全・創出活動を SNS など様々なメディアを通じて紹介・公開し、意見交換しながら関係者の間で意識啓発・共有を進めます。
事業者	・事業活動における専門分野において、地域の環境学習や環境保全活動に積極的に貢献します。 ・事業活動における環境配慮の取組や活動状況の情報公開を積極的に行い、事業者間など関係者の間で意識啓発・共有を進めます。

【人材の育成】

環境省では、「地域社会において環境教育を担う人材の育成を進めること」といった基本方針の基、「教職員等環境教育リーダー養成研修」、「自然資源を活かすエコツーリズム・インタープリテーション（自然・文化・歴史を分かり易く人々に伝えること）の人材育成支援事業」などを行っています。

出典：環境省ホームページ

4-5 産・官・民一体となったPR活動の展開



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	環境情報の発信・共有
施策の方向性	・関係各団体と連携し、環境に関するイベントの情報提供や周知を行います。市の特徴的な環境保全活動やそれらに関わる産業や観光情報の紹介・PRを積極的に行います。 ・本計画の進捗状況の確認、必要に応じた軌道修正などに対応できるよう、専門家も交えて、市民、民間団体、事業者、行政による進行管理の仕組みづくりを図ります。（コラム参照）
主体	市の施策
商工観光課	観光の価値向上に向けた取組（再掲）
関係各課	環境基本計画に定めた指標についてのデータ集積、解析
主体	役割
市民	・本計画の実施に当たり、それぞれの立場で積極的に参加・協力します。
事業者	・事業活動における環境配慮の取組や活動状況の情報公開を積極的に行い、事業者間など関係者の間で意識啓発・共有を進めます。（再掲） ・環境配慮に関する新技術などの紹介を積極的に行います。 ・本計画の実施に当たり、それぞれの立場で積極的に参加・協力します。

【産・官・民連携】

産・官・民連携とは、民間企業（産）、国・地方自治体（官）、市民・NPO 法人（民）の三者が、研究成果や技術、ノウハウを活用して、実用化や産業化、地域の課題解決などを目指す仕組みのことです。

3) 目指すべき指標

指標	単位	令和 2 年度 実績値	令和 14 年度 目標値	備考	担当部署
資料館・博物館の利用及び 文化行政事業に参加したこ とがある市民の割合	%	7.7	14		生涯学習課
市民環境講座開催回数	回	0	3		市民生活課
農林漁業体験学習支援事業 支援事案件数	件	8	7※	市内の小学校数	農林課
ふるさと農業歴史資料館入 館者数	人	4,059	7,360	令和 6 年度目標値	商工観光課
水原代官所入館者数	人	1,592	2,769	令和 6 年度目標値	商工観光課

※小学校の統廃合により今後 1 校減少する見込みがあるため、目標値を 7 件としました。

第5章 計画の実現に向けた体制づくり

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 施策の実施状況の公表と評価

第5章 計画の実現に向けた体制づくり

1 推進体制

図5.1に計画の推進体制を示します。本計画は市・市民・事業者それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携することによって推進します。

市は、関係各課の長もしくは実務担当者と全庁一丸となって計画に取り組むとともに、市民や事業者との連携、国や県、関係機関などとの連携を図ることとします。

市民や事業者に対しては、市が推進する環境保全対策への協力や活動などへの参加を促すとともに、国や県、関係機関などによる広域的視点からの取組に努めることとします。

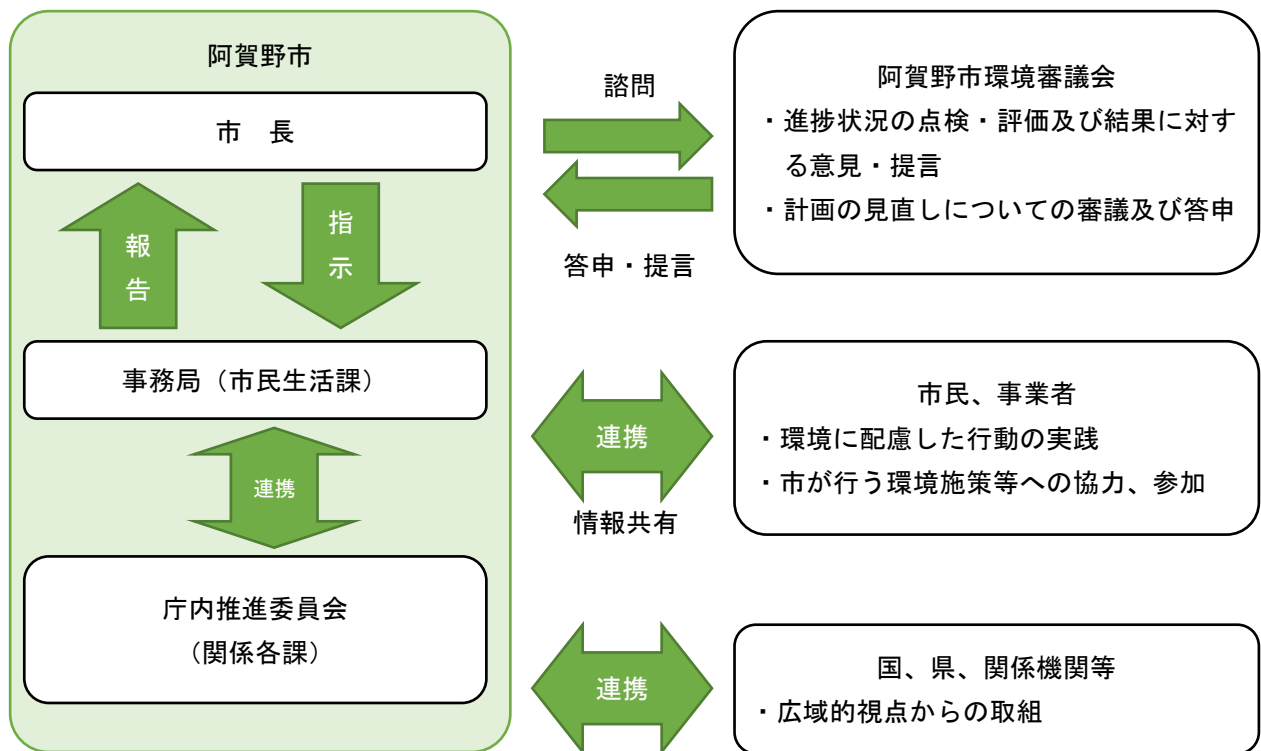


図5.1 計画の推進体制

2 進行管理

図5.2にPDCAサイクルを示します。本計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

1）計画の策定（Plan）

環境基本計画などの施策において、市民・事業者の参加や、協働を図りながら、関係部局が、「阿賀野市のあるべき姿」の実現のために優先的に推進するように努めます。

2）施策の実施（Do）

環境基本計画などの施策の進捗状況などは、関係部局を通じて事務局にて集約します。継続的な改善を図るために適宜施策の見直しを図ります。

3）評価（Check）

「施策の実行」の結果を踏まえて、個別施策の評価を行い阿賀野市環境審議会に報告します。評価結果は市民、事業者などにも広く情報提供を行います。

4）見直し（Act）

概ね10年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

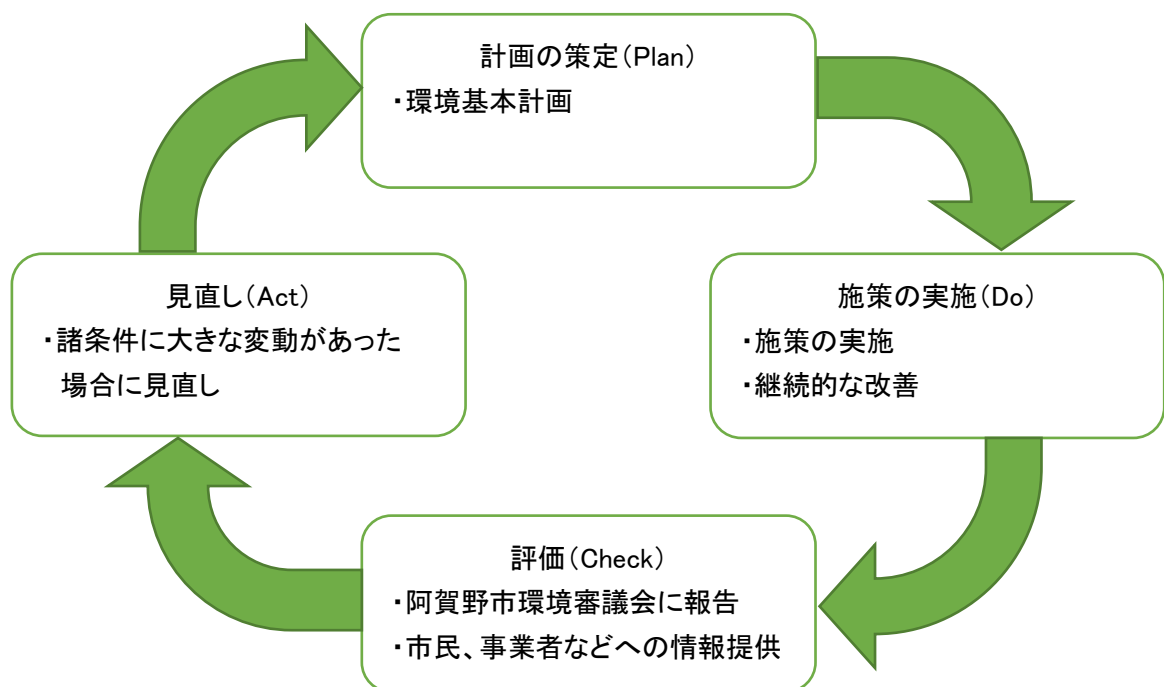


図5.2 PDCAサイクル

3 施策の実施状況の公表と評価

1) 公表

本計画の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。

2) 報告と評価

年次報告書を「阿賀野市環境審議会」に報告し、評価を受けます。

資料編

- 1 阿賀野市環境基本条例
- 2 環境審議会委員名簿
- 3 アンケート結果概要
- 4 前計画と本計画の施策の分類
- 5 指標の達成状況

資料編

1 阿賀野市環境基本条例

○阿賀野市環境基本条例

平成 23 年 3 月 25 日

条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本施策

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画(第 9 条)

第 3 節 環境の保全に関する基本施策(第 10 条—第 20 条)

第 4 節 地球環境保全(第 21 条)

第 3 章 環境審議会(第 22 条)

附則

私たちのまち阿賀野市は、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ五頭連峰、豊富な水をたたえ、流れる阿賀野川、ラムサール条約登録湿地の瓢湖など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーの大量な消費と廃棄物の大量な発生を伴う社会経済活動により、便利で物質的に豊かな生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時に、私たちは、環境を現在の世代だけのものではなく、将来の世代とも共有するものとして守り、育て、引き継いでいく責務を有している。

そのため、私たちは、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営み、市、事業者及び市民が一体となって、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤い安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることによ

り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行わなければならない。
 - 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぶ影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実

施する環境の保全に対する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 7 条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 2 章 環境の保全に関する基本施策

第 1 節 施策の基本方針

第 8 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 自然と人間との共生を基本とし、自然とのふれあい及び生態系の確保が図られるように、森林、農地、水辺等の自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図り、環境への負荷を低減し、かつ、地球環境保全に貢献すること。

第 2 節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 9 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ阿賀野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集及び調査並びに監視及び観測の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

第 4 節 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、阿賀野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 環境審議会委員名簿

令和5（2023）年4月現在

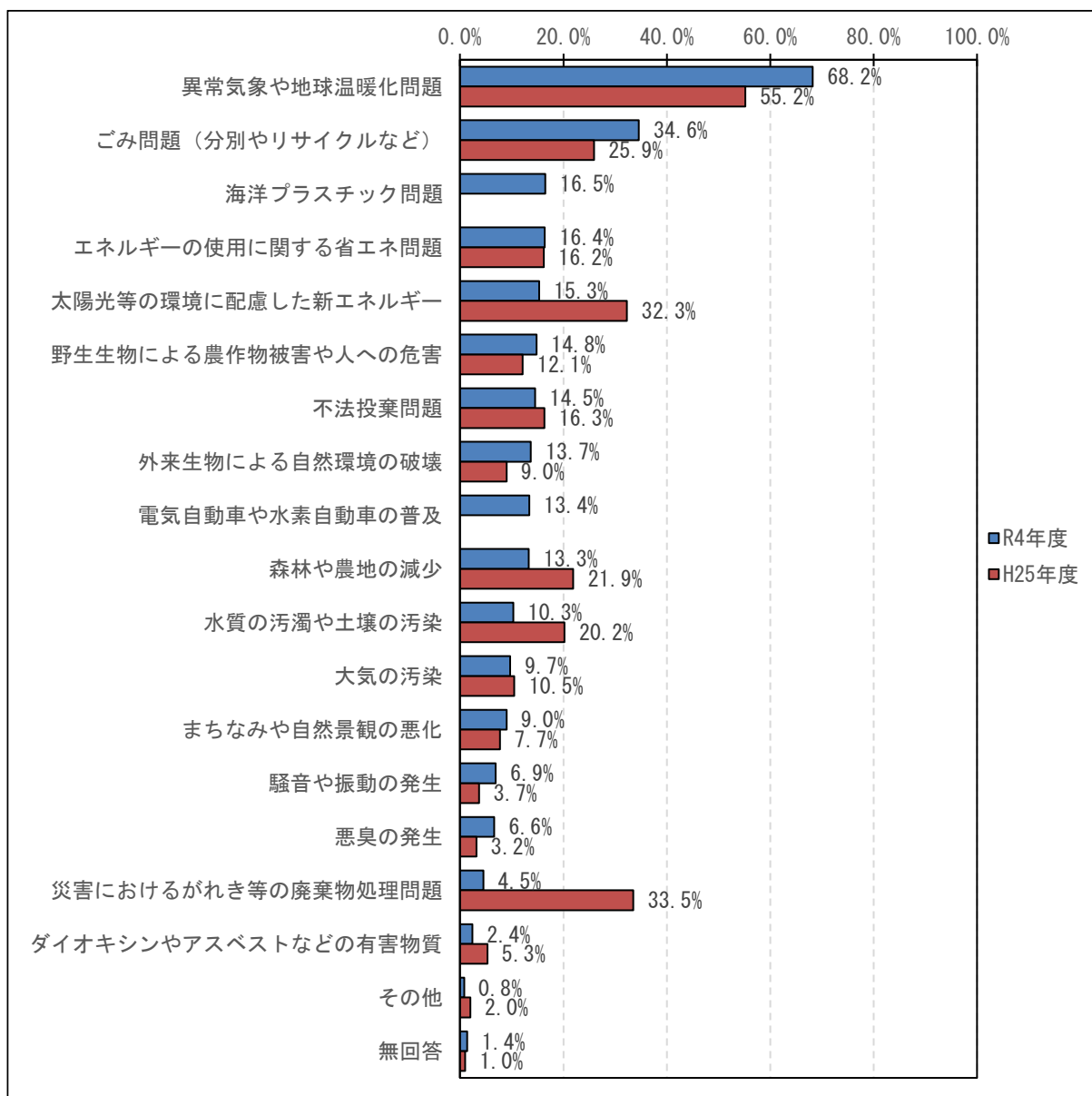
分類	氏名	職名	備考
識見者	及川 紀久雄	新潟薬科大学名誉教授 工学博士	会長
市民	田辺 正明	公募委員、技術士	副会長
識見者	小泉 豊信	瓢湖の白鳥を守る会 会長	
識見者	波多野 千代	消費生活アドバイザー 省エネ普及指導員 新潟気楽に省エネくらぶ代表	
識見者	清水 明子	県生活学校連絡協議会会長 水原生活学校委員長	
関係行政機関	岩浪 春輝	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター長	
市長が特に認める者	伊藤 浩	阿賀野市学校園長会推薦 水原中学校長	
市長が特に認める者	渡邊 景子	社会福祉法人 新潟いのちの電話 後援会事務局長 (元BSNアナウンサー)	

3 アンケート結果概要

(1) 市民アンケート

1) 関心ある環境問題

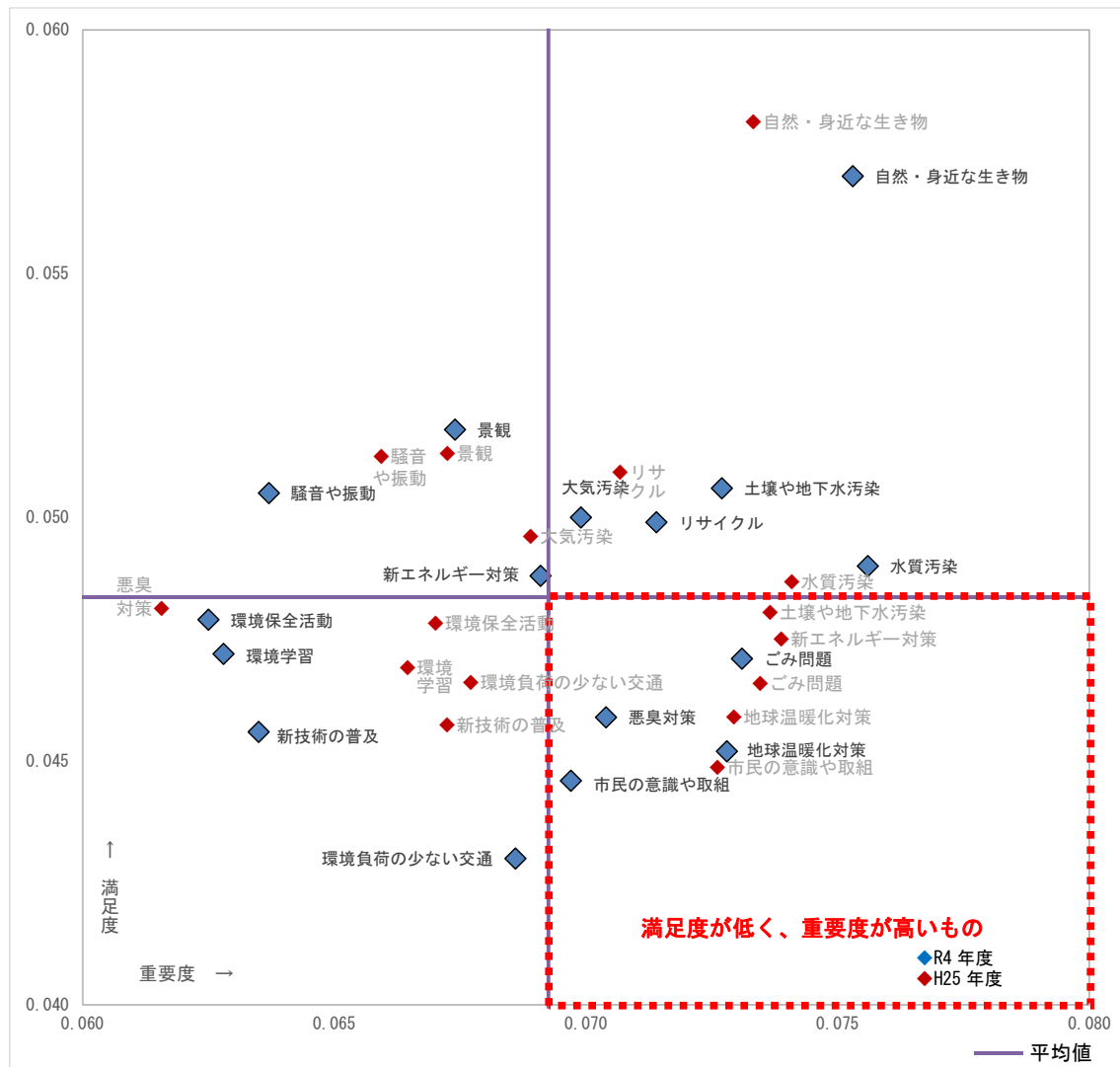
異常気象や地球温暖化問題への関心度が高く、前回の平成 25（2013）年度調査より 10 ポイント以上増加しています。また、ごみ問題への関心度も比較的高く同様に前回の平成 25 年度調査より約 10 ポイント増加しています。



複数回答

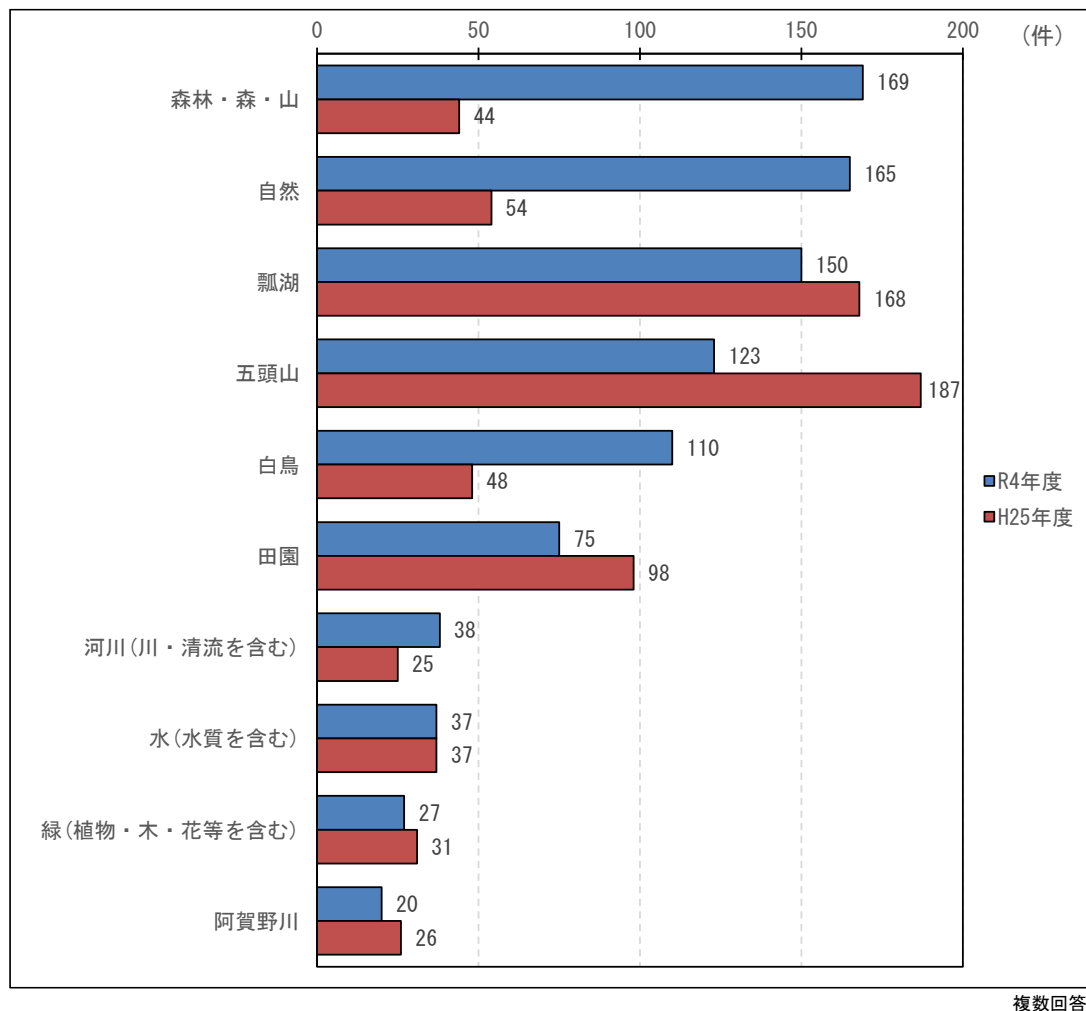
2) 環境対策の満足度と重要度

前回の平成 25（2013）年度調査と比較して、重要度が高く満足度が低い項目が 5 項目から 4 項目に減少しています。ただし、前回の平成 25（2013）年度調査と比較して「自然、身近な生き物」に対する満足度が減少していることが懸念されます。



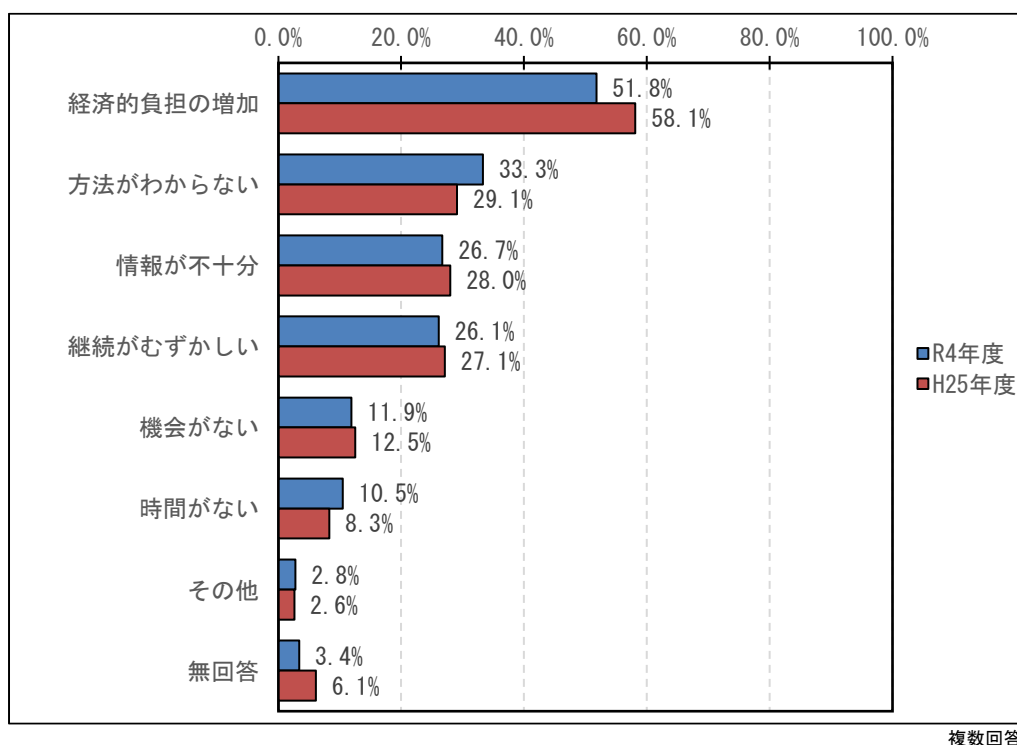
3) 後世に残したい環境

後世に残したい環境で「森林、森、山」また「自然」が上位を占めています。前項で「自然、身近な生き物」に対する満足度が減少したことに関連して、これらの自然を将来に残したいという気持ちが表れていると考えられます。

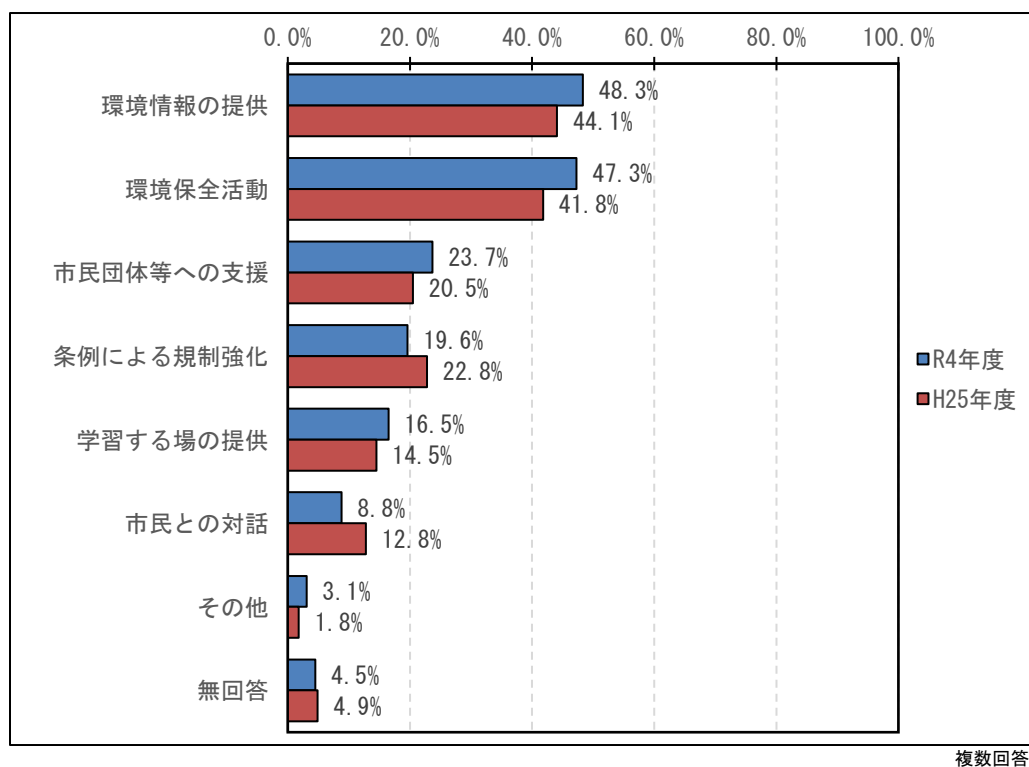


4) その他

環境保全の取組を進めるうえでの支障については「経済的負担の増加」が最上位となっています。



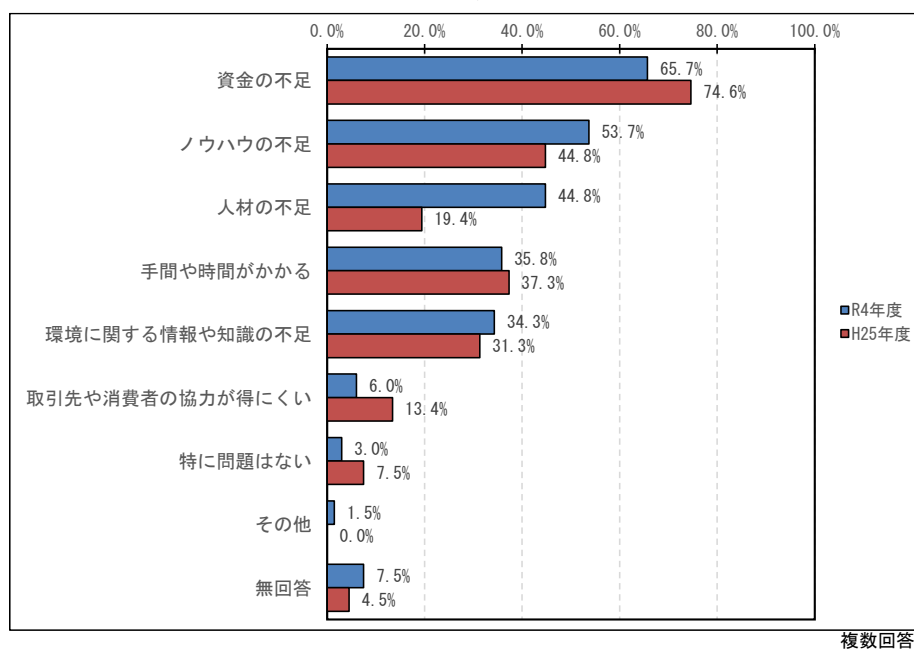
また、環境に配慮した取組をするために市に望むことについては、「環境情報の提供」や「(市が行う) 環境保全活動」が上位を占めています。



（２）事業者アンケート

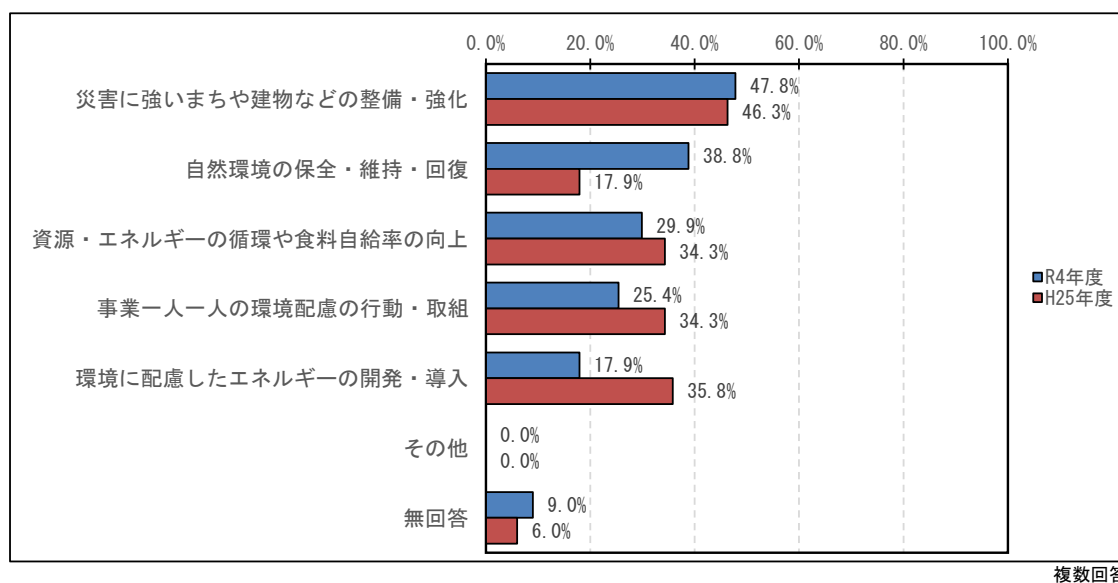
１）環境保全の取組を進めるうえでの支障

環境保全の取組を進めるうえでの支障については、「資金の不足」、「ノウハウの不足」、「人材の不足」が上位を占めています。特に「人材の不足」は、前回の平成 25（2013）年度調査と比較して、約 25 ポイントと大幅に増加しています。



２）持続可能な社会の実現に向けて重要なこと

持続可能な社会の実現に向けて重要なことは、「災害に強いまちや建物などの整備・強化」、「自然環境の保全・維持・回復」が上位を占めています。特に「自然環境の保全・維持・回復」は、前回の平成 25（2013）年度調査と比較して、約 20 ポイントと大幅に増加しています。



4 前計画と本計画の施策の分類

前計画の5つの柱を本計画では4つの柱としました。その対比は以下の通りです。

基本施策	前計画		
	分類No	5つの柱	具体的な施策
安全・安心な暮らしの確保	1-1	まもる	防災対策の推進による暮らしの安全確保
	1-2	まもる	土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進
良好な水質の保全	2-1	まもる	河川、湖沼、湧水などの水質保全
	2-2	まもる	家庭、事業所における節水及び水質保全対策の普及と推進
観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備	3-1	まもる	観測・監視体制の充実
	3-2	まもる	相談・指導体制の整備
水辺環境の保全・活用	4-1	いかす	多様な清流・水辺環境の保全
	4-2	いかす	環境教育・観光資源としての活用推進
緑環境の保全・育成・活用	5-1	いかす	森林資源の適正管理・有効利用
	5-2	いかす	農地・里山の保全・活用
	5-3	いかす	身近な緑空間の保全・創出・活用
	5-4	いかす	環境教育・観光資源としての活用推進
生き物の生息環境の保全・創造	6-1	いかす	多様で貴重な生き物の生育環境の保全
	6-2	いかす	地域固有の生物の保護・管理
歴史・文化的環境の継承及び活用	7-1	いかす	誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承
	7-2	いかす	環境教育・観光資源としての利活用の推進
土地利用の適正管理と美しいまちづくり	8-1	いかす	適正な土地利用の計画・誘導
	8-2	いかす	地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり
	8-3	いかす	地域一体となった環境美化の推進
ごみの減量化・分別・適正処理の推進	9-1	めぐる	廃棄物の減量化と適正処理
	9-2	めぐる	4Rの推進による資源循環のしくみづくり
資源の有効利用と好循環による地域活性化	10-1	めぐる	環境保全型・活用型産業の推進
	10-2	めぐる	環境保全の好循環の仕組みづくり
地球温暖化に対応した街づくり	11-1	おもいやる	エコ・コンパクトなまちづくり
	11-2	おもいやる	ヒートアイランド対策の推進
再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効利用	12-1	おもいやる	再生可能エネルギー、未利用エネルギー利用の推進
	12-2	おもいやる	エネルギーの効率的な利用の推進
環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進	13-1	おもいやる	省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発
	13-2	おもいやる	事業活動に伴う環境負荷の低減・新エネルギー活用の推進
環境学習・環境教育の推進	14-1	すすめる	学校や地域における環境学習・環境教育の推進
	14-2	すすめる	市民や事業者における環境学習・環境教育の推進
人づくり・しくみづくり	15-1	すすめる	環境を守り育てる人材の育成
	15-2	すすめる	環境を守り育てる協働の仕組みづくり
環境情報の発信・共有	16-1	すすめる	環境保全に関する意識向上および活動推進
	16-2	すすめる	産・官・民一体となったPR活動の展開
	16-3	すすめる	環境に関する取組の進行管理

本計画		
分類No	4つの柱	
2-1	自然環境	防災対策の推進による暮らしの安全確保
2-2	自然環境	土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進
2-3	自然環境	家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全
2-4	自然環境	騒音・振動の防止
2-5	自然環境	大気汚染・悪臭の防止
1-5	生活環境	多様な清流・水辺環境の保全
4-3	地球環境	身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
1-1	生活環境	森林資源の適正管理・有効利用
1-2	生活環境	農地・里山の保全・活用
1-3	生活環境	身近な緑空間の保全・創出・活用
4-2	地球環境	環境教育・観光資源としての利活用の推進
1-4	生活環境	多様で貴重な生き物の生育環境の保全
4-1	地球環境	誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承
4-3	環境教育	身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
2-6	環境教育	適正な土地利用の計画・誘導
2-7	環境教育	地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり
2-8	生活環境	地域一体となった環境美化の推進
2-9	生活環境	4Rの推進と適正処理
1-6	自然環境	環境保全型・活用型産業の推進
3-1	生活環境	エコ・コンパクトなまちづくり
3-2	生活環境	ヒートアイランド対策の推進
3-3	自然環境	再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進
3-4	自然環境	エネルギーの効率的な利用の推進
3-5	地球環境	省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発
3-6	地球環境	事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギー等活用
4-3	環境教育	身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進
4-2	地球環境	環境教育・観光資源としての利活用の推進
4-4	環境教育	環境を守り育てる人材の育成
4-5	環境教育	産・官・民一体となったPR活動の展開
4-4	環境教育	環境を守り育てる人材の育成
4-5	環境教育	産・官・民一体となったPR活動の展開
第5章		計画の実現に向けた体制づくり

5 指標の達成状況

環境基本計画の指標と現時点での達成状況※を示します。

(1) まもる施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
安全・安心な暮らしの確保	1-1 安全・安心な暮らしの確保										
	災害に備え家庭で実践している事項数（平均）（項目）	-	3.5	3.5	3.5	3.5	3.9	4.5	7.0	C	
	防災訓練参加者数（市及び自主防災組織等の訓練）（人）	475	653	1,796	1,992	1,725	989	191	1,500	E	新型コロナウイルス感染症対策のため、市防災訓練の中止や自主防災組織の訓練の自粛による。
	木造住宅の耐震化率（％）	73	73	74	75	76	76	77	81	B	
	木造住宅耐震診断実施件数（累計）	-	40	45	52	56	61	67	75	B	広報や自治会回覧などで周知しているが、予定数に達しなかった
	木造住宅耐震改修補助を受けて改修した棟数（累計）	-	2	2	2	2	2	2	12	D	改修希望なし
	自治体及び事業者等との災害時応援協定締結数（組織）	30	31	32	32	41	43	43	39	A	分野別の協定はほぼ完結
	1-2 安全・安心な暮らしの確保										
	土壌汚染対策法に基づく井戸台帳調査進捗率（調査対象世帯数／世帯数）（％）	0	0	5	36	36	100	100	100	A	土壌汚染発生時は県保健所等と連携して、住民周知等迅速な対応を行っている。H27の土壌汚染発生を受け井戸台帳の整備を進め、R1に全市域の調査完了。
	土壌汚染発生事案（件数）	0	0	2	1	0	0	0	未設定	-	土壌汚染事案が発生しているが、迅速な対応ができており、健康被害はない
良好な水質の保全	2-1 良好な水質の保全										
	通年で水質調査を行っている地点数	13	12	12	12	12	12	7	未設定	-	水質が良好な河川では調査回数の見直しにより回数削減
	中小河川水質検査実施回数	12	12	12	12	12	12	12	未設定	-	月1回実施
	水質環境基準を満たす中小河川水質検査地点数	13	12	12	12	12	12	7	7	A	水質は良好。
	2-2 良好な水質の保全										
	水洗化率	67	69	69	70	71	72	71	73	B	人口減少の影響により、指標値の低下
観測・監視・指導体制の充実ならびに相談・監視体制の整備	単独浄化槽設置基数	3,061	2,972	2,886	2,728	2,645	2,560	2,489	1,750	C	リフォーム補助金や普及促進事業の活用等を図ったが、切り替えは低調。
	3-1 観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備										
	大気の大気基準値を上回った件数（件）	0	0	0	0	0	1	0	0	A	R元に光化学スモッグ注意報発令
	河川等の水質基準を上回った件数（件）	0	0	0	0	0	0	0	0	A	
	河川水質管理事業：（福島潟クリーン作戦参加人数）	-	-	-	700	750	700	20	700	E	福島潟環境保全対策推進協議会（事務局：新潟市）。R2は新型コロナの影響で協議会員のみで実施。
	環境公害（騒音・振動・悪臭・水質汚濁）苦情件数（件）	26	20	19	26	11	15	7	16	A	公害苦情は畜産臭気問題など前年度からの継続案件が主で、処理件数が大きく減った
観測・監視・指導体制の充実ならびに相談・監視体制の整備	3-2 観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備										
	生活衛生・環境に関する苦情件数（件）	409	347	309	339	180	134	220	360	A	新型コロナと大雪の影響でごみ排出量が増え、ごみ収集に関する苦情が増えたため微増。

A: 目標値を達成している、B: 目標値達成率 75%以上、C: 目標値達成率 50%以上、D: 目標値達成率 0%以上、E: 基準値より低下、悪化し、目標と逆行

※前計画において各施策に対する取組指標がなかったことから、前計画の施策に該当するものを本市の行政経営システムの指標を用いて達成状況を整理しました。

(2) いかす施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
水辺環境の保全・活用	4-1 水辺環境の保全・活用										
	整備工事進捗率（事業費ベース）（％）	-	15	61	67	100	-	-	未設定	-	整備事業完了
	瓢湖水きん公園内で快適な施設に改修された箇所数（累計）	-	3	11	28	35	-	-	未設定	-	
	阿賀野川とその支流等の治水対策促進要望に対する回答数（件）		2	2	2	2	2	3	2	A	要望通り治水対策が進展
	4-2 水辺環境の保全・活用										
	瓢湖水きん公園利用者数（人）	-	-	-	-	328,153	358,497	331,123	320,000	A	目標どおり
	（親水公園の数）	2	2	2	2	2	2	2	未設定	-	大和水辺の楽校（阿賀野川）・都辺田川親水公園
	（阿賀野川河川敷の公園数）	4	4	4	4	4	4	4	未設定	-	安田橋運動公園・阿賀野川河川公園（ホリスティックパーク）・阿賀野川総合運動場・籠尻川公園
	水鳥なんでも塾開催回数（回）	-	-	17	16	-	-	-	未設定	-	
	成果指標②水鳥なんでも塾参加者数（人）	-	-	351	241	-	-	-	未設定	-	
緑環境の保全・育成・活用	5-1 緑環境の保全・育成・活用										
	森林保全活動実施面積（ha）	-				11.5	7.05	18.8	未設定	-	毎年森林組合を中心に間伐・下草刈り等の整備活動を実施 H30赤松山森林整備の終了に伴い実施面積が減少
	森林間伐（育林）面積（ha）	8.65	21.04	14.56	11.17	11.48	7.05	18.88	9	A	森林組合により計画的な間伐が実施されている
	5-2 緑環境の保全・育成・活用										
	環境保全型農業直接支援事業補助金交付申請件数（件）	-	37	303	289	293	273	264	未設定	-	H30より事業要件が厳格化したことで、申請件数が減少
	環境保全型農業直接支援事業によるたい肥散布面積（ha）	-	2	484	498	522	498	512	未設定	-	-
	5-3 緑環境の保全・育成・活用										
	憩いの場としての公園の満足度（％）	-	61.5	63.1	69.6	67	67.2	69.4	65	A	目標を達成しましたが、遊具の老朽化が目立ち、課題
	5-4 緑環境の保全・育成・活用										
	農林漁業体験学習支援事業支援事業件数（件）	-	-	-	-	8	8	8	未設定	-	非農家の児童が増えており、市内小学5年生の農林業体験学習への補助
少年自然の家利用者数	-	11,643	15,329	14,009	13,497	10,805	4,327	未設定	-	新型コロナウイルス感染症対策のため、利用客が伸びず例年の60%減少	
生き物の生物環境の保全・創作	6-1 生き物の生物環境の保全・創作										
	五頭連峰県立自然公園内開発行為許可申請経由事務件数（件）	8	4	4	5	6	9	3	未設定	-	自然公園内の開発行為の許可申請窓口として、事前協議を行うことで、事業者に景観等への配慮を促している
	6-2 生き物の生物環境の保全・創作										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	-	地域固有種・絶滅危惧種等の野生動植物の保全活動などは実施していない

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
歴史・文化的環境の継承及び活用	7-1 歴史・文化的環境の継承及び活用										
	指定文化財件数（件）	66	67	67	69	69	71	73	71	A	国登録有形文化財の登録が進んだ
	・国指定	6	7	7	9	9	11	13	9		
	（うち登録有形文化財数）	1	2	2	4	4	6	8	4		
	・県指定	12	12	12	12	12	12	12	13		
	・市指定	48	48	48	48	48	48	48	49		
	7-2 歴史・文化的環境の継承及び活用										
	資料館・博物館の利用及び文化行政事業に参加したことがある市民の割合（％）	-	10.2	7.3	8.8	10.5	12.4	7.7	12	E	R2は新型コロナの影響で減
まちあるきガイド養成塾の開催回数（回）	-	-	7	6	2	2	1	未設定	-		
まちあるきガイド数（累計）	-	-	1	1	1	6	7	未設定	-		
土地利用の適正管理と美しいまちづくり	8-1 土地利用の適正管理と美しいまちづくり										
	各地区の特性を踏まえた開発・にぎわいづくりなどバランスのとれた土地活用（整備）が行われていると感じる（％）	-	28	27.2	27.3	27.8	27.5	38.3	40	B	阿賀野バイパスや道の駅が具体化したことで、京ヶ瀬地区の宅地造成が進んだ
	管理不全な空家数（件）	657	613	586	583	512	528	511	309	C	指導、助言によって、改善された案件も多い。R2市空家等対策計画を策定
	空き地の管理及び害虫獣に関する苦情件数（件）	22	34	24	31	31	32	32	15	D	
	・うち空き地の管理に関する苦情件数（件）	13	25	15	19	15	20	20	未設定	-	不在地主が増えていることが背景にある。
	商業工業施設の開発面積（累計）（ha）		0.7	1.5	3.2	3.8	3.8	3.8	上昇	D	
	農産物の作付面積（ha）	6,145	6,135	6,125	6,131	6,108	6,093	6,090	6,090	A	目標面積を維持できたが、作付面積の減少は、農地以外への転用によるものと、耕作条件が悪い水田は作付けされずに所有者等による自己保全管理となったものの。
	1経営体当たり経営面積（ha）	2.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	4.5	C	2015農林業センサスの経営体数を使用しているため同数値だが、現状は高齢化等による離農後の農地を担い手等の経営体が受託し、1経営体あたりの面積は増加。
	新規就農者数（平成27～32年度累計）（人）	3	4	8	19	23	28	37	100	D	国の「農の雇用事業」などを活用した農業法人就業が増加傾向
	8-2 土地利用の適正管理と美しいまちづくり										
	まちづくり塾開催回数（回）	-	-	9	10	11	-	-	未設定	-	事業終了
	まちづくり塾参加者数（人）	-	-	167	187	198	-	-	未設定	-	事業終了
	8-3 土地利用の適正管理と美しいまちづくり										
	まちづくり塾開催回数（回）	-		9	10	11	-	-	未設定	-	
	水鳥なんでも塾開催回数（回）	-		17	16	0	-	-	未設定	-	
	まちづくり塾参加者数（人）	-		167	187	198	-	-	未設定	-	
	水鳥なんでも塾参加者数（人）	-		351	241	0	-	-	未設定	-	

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

(3) めぐる施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
ごみの減量化・分別・適正処理の推進	9-1 ごみの減量化・分別・適正処理の推進										
	最終処分量（t）	1,701	1,563	1,491	1,440	1,392	1,401	1,455	1,590	A	R2は新型コロナウイルスの影響で、不燃物と焼却残渣の量が共に前年より増加したが、目標を達成。
	市民1人当たりのごみの年間排出量［リデュース］（kg）	273	275	271	270	267	267	282	265	E	目標値を超過したのは、新型コロナウイルスの影響で、家庭での消費が増えたことや大掃除を行う家が増えたことが要因と推測
	中古品・フリーマーケット・詰替品等で積極的に再利用している市民の割合［リユース］（％）	-	7.8	7.8	7.2	8.2	8	7.5	10	E	新型コロナウイルスの影響により、フリーマーケットなどによる個人間の中古品のリユースが敬遠されたためと推測
	ごみの資源化率［リサイクル］（％）	19	18	17	18	16	15	15	20	E	安田地区では、容器包装ごみの分別を行っていないため、資源化率が他の地区より低いことが一因。 R7の広域処理時に分別収取を開始予定
	分別不適合率（焼却量に対する不燃物の含有率）（％）	-	-	1.9	4.7	0.6	0.4	3.8	0.7	D	
	不法投棄の発生確認件数（件）	32	46	40	45	50	37	17	33	A	R2は生活用道路沿線等へのポイ捨てが減少しており、新型コロナウイルスの影響による外出控えが要因と推測。
	野焼きの苦情件数（件）	14	26	17	22	15	8	8	8	A	広報紙や自治会回覧による啓発と警察・消防と連携した現場対応により、野焼きが違法行為ということが市民に浸透してきている。
	ごみ処理施設の延命化工事箇所（件）		9	10	14	11	4	9	未設定	-	
	9-2 ごみの減量化・分別・適正処理の推進										
広報紙による啓発回数（累計）	6	8	12	18	23	28	32	41	B		
助成事業による生ごみ処理器設置世帯数（累計）	8	19	24	31	32	38	43	年間7基	B	年間目標に達していない	
資源の有効利用と好循環による地域活性化	10-1 資源の有効利用と好循環による地域活性化										
	安全安心農作物生産推進事補助金交付申請件数（件）		224	191	174	146	160	125	400	E	国県補助がある環境保全型農業直接支援事業への誘導を図ったことや米価低迷に伴う農業者の施肥に掛ける経費の減少
	6次産業化した経営体数（経営体）	1	4	4	4	4	4	4	6	C	-
	10-2 資源の有効利用と好循環による地域活性化										
	生ごみ処理器設置補助による生ごみ処理器設置世帯数（累計・世帯）	8	19	24	31	32	38	43	未設定	-	毎年の希望者は少なく、効果などの周知が課題
	たい肥散布面積（ha）	755	658	667	686	648	635	617	1,000	C	堆肥散布による土づくりが重要という認識を農業者が持っているものの、米価の下落等による経費節減が減少の原因と推測

A: 目標値を達成している、B: 目標値達成率 75%以上、C: 目標値達成率 50%以上、D: 目標値達成率 0%以上、E: 基準値より低下、悪化し、目標と逆行

(4) おもいやる施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
地球温暖化に対応したまちづくり	11-1 エコ・コンパクトなまちづくり										
	新潟東部産業団地から新潟亀田ⅠCまでの移動時間（分）	31	31	31	31	31	31	31	24	E	国道49号阿賀野バイパスや関連アクセス道路は整備中で、供用するまで移動時間に変化がない R4夏に阿賀野バイパスが供用予定
	11-2 ヒートアイランド対策の推進										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	D	一部の施設でグリーンカーテンを導入するのみ
再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効利用	12-1 再生可能エネルギー、未利用エネルギー利用の推進										
	新潟東部産業団地から新潟亀田ⅠCまでの移動時間（分）	31	31	31	31	31	31	31	24	E	国道49号阿賀野バイパスや関連アクセス道路は整備中で、供用するまで移動時間に変化がない R4夏に阿賀野バイパスが供用予定
	12-2 エネルギーの効率的な利用の推進										
	再生可能エネルギーによる発電総出力（MW）	19	21	21	21	21	21	21	31	C	大規模な施設整備には用地取得や送電網の整備に係る費用負担などが課題となり、導入が進んでいない。 R3に2つの太陽光発電が完成。
	市の施設における温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（t-CO ₂ ）	10,192	9,871	9,861	10,143	10,872	11,214	11,135	10,000	B	既存施設の空調設備等の老朽化やR30以降市立小・中学校にエアコン設備を導入したことが増加の主要原因
未利用再生可能エネルギーの有効利用	13-1 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発										
	地球にやさしい取組みの平均実践目数（16項目中の項目数）	-	5.75	5.78	5.88	5.82	5.97	6.33	7	B	ごみの分別や減量、省エネ（特に節電）を心がけている市民は多いが、リユースやリサイクル、車の使用を控える市民が増えないことから、市民向けにわかりやすい広報の作成が課題。
	13-2 事業活動に伴う環境負荷の低減・新エネルギー活用の推進										
	再生可能エネルギーによる発電総出力（MW）	19	21	21	21	21	21	21	31	C	大規模な施設整備には用地取得や送電網の整備に係る費用負担などが課題となり、導入が進んでいない
	商業工業施設の開発面積（累計）（ha）	-	0.7	1.5	3.2	3.8	3.8	3.8	上昇	D	

A:目標値を達成している、B:目標値達成率75%以上、C:目標値達成率50%以上、D:目標値達成率0%以上、E:基準値より低下、悪化し、目標と逆行

(5) おすすめ施策

項目	指標	実績							R2 目標値	達成度	原因
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
環境学習・環境教育の推進	14-1 学校や地域における環境学習・環境教育の推進										
	白鳥の里年間利用者数	-	-	-	-	533	264	0	306	D	展示資料の移動によりR2より休館
	ふるさと農業歴史資料館入館者数	-	-	8,468	9,311	8,412	7,251	4,059	10,000	D	新型コロナウイルスの影響で、入館者数が大幅に減少
	水原代官所入館者数	-	-	-	-	3,424	2,728	1,592	4,200	D	新型コロナウイルスの影響で、入館者数が大幅に減少
	支援事業件数（件）	-	-	-	-	8	8	8	未設定	-	非農家の児童が増えており、市内小学5年生の農林業体験学習への補助
	14-2 市民や事業者における環境学習・環境教育の推進										
	市政出前講座開催回数（累計）	1	3	3	3	3	3	3	12	D	自治会からの要請がないことから周知不足か
	市政出前講座参加者数（累計）	20	71	71	71	71	71	71	300	D	
	市民環境講座開催回数（回）	0	0	0	0	1	2	0	未設定	-	市・民間のごみ処理場の見学によりリサイクルについて市民にしてもらうための講座開催。
	市民環境講座参加者数（人）	0	0	0	0	8	20	0	未設定	-	
環境情報共有の発信・	15-1 環境を守り育てる人材の育成										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	-	情報の収集・発信の体制づくりが進んでいない。
	15-2 環境を守り育てる協働の仕組みづくり										
	指標なし	-	-	-	-	-	-	-	未設定	-	環境に関するイベントなどの情報発信は行えていない。

A: 目標値を達成している、B: 目標値達成率 75%以上、C: 目標値達成率 50%以上、D: 目標値達成率 0%以上、E: 基準値より低下、悪化し、目標と逆行

阿賀野市第二次環境基本計画

令和6年3月

策定機関

新潟県阿賀野市

編集・発行 阿賀野市役所

市民生活課 脱炭素・SDGs 推進室

連絡先

阿賀野市役所

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10番15号

TEL 0250-61-2510（代表）

URL <http://www.city.agano.niigata.jp>